桶川市城山公園再整備基本計画

説明書

平成２７年３月

桶　　川　　市

東日本総合計画株式会社

目　　次

１．現況把握
　１－１．計画条件の把握と整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
　１－２．本市の概要・・・3
　１－３．上位計画及び関連計画の整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
　１－４．計画対象地及び周辺の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21

２．問題点の整理
　２－１．問題点の整理・・・25
　２－２．課題の抽出・・・25

３．計画内容の検討及び設定
　３－１．再整備計画のテーマ、基本方針の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
　３－２．整備方針の設定・・・29
　３－３．導入施設の検討・・・30
　　３－３－１．駐車場の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
　　３－３－２．バーベキュー施設の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
　　３－３－３．道の駅との一体化の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40
　　３－３－４．西側区域の利用促進の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
　　３－３－５．施設のバリアフリー化の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
　　３－３－６．老朽化施設の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
　　３－３－７．三ツ木城跡の整備活用の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・50
　３－４．整備水準の検討と設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・53
　３－５．維持管理方法の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・54
　３－６．整備工程の検討・・・56

４．基本計画図・・57

５．実施設計に向けた検討
　５－１．概算工事費の算出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・59
　５－２．年度別整備計画の検討と設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・62

１．現況把握

1-1. 計画条件の把握と整理

（１）計画の目的

城山公園は市内で唯一の総合公園であり、昭和 58 年の開設から 30 年以上が経過しています。

また、周辺では上尾バイパス（国道 17 号）及び首都圏中央連絡自動車道の開通や「(仮称）道の駅おけがわ」の整備構想もあることから、本公園を取り巻く周辺環境も大きく変化しています。

このような中、本公園ではこれまでに園内の各種施設の改修を行い、平成 24 年度から平成 25 年度にはプールを解体し、多目的広場の拡張整備工事を行ってきました。

今後も、引き続き、施設の老朽化に伴う施設改修を行うとともに周辺環境と調和した快適な利用を促進するために、敷地の有効活用を図る必要があります。

このようなことから、再整備の基本方針並びに施設に必要な機能・設備・レイアウト等の検討を行い、城山公園全体を見据えた再整備基本計画の策定を目的とします。

（２）計画地の概要

場　所：桶川市大字川田谷地内

面　積：城山公園（10.4ha）のうち 7.3ha

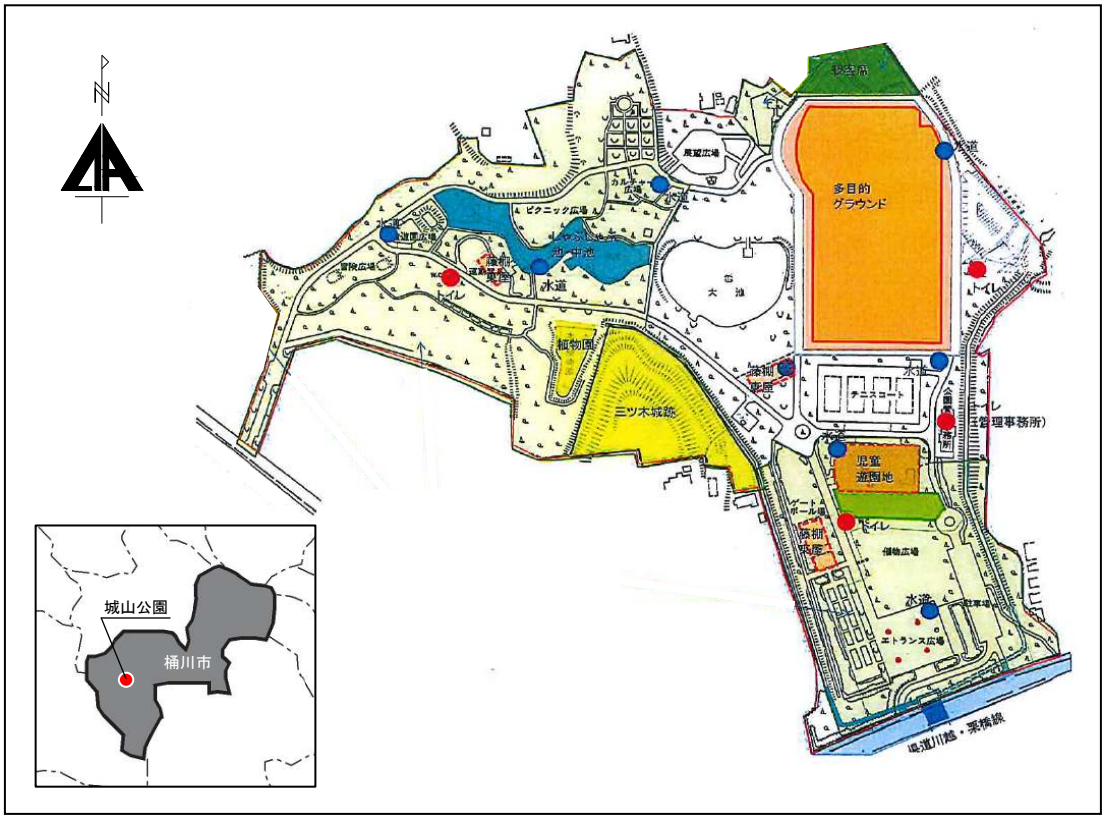

（３）既往計画の確認

平成 21 年に作成された「城山公園のあり方検討委員会報告書」において、下記の内容・問題点の提起がなされており、本計画では、この内容を踏まえ計画検討を進めます。

あり方委員会が示す、社会情勢における６つのキーワードと問題提起

（１）少子高齢化への対応

・現況では幼児や児童を対象とした施設（児童遊園、ジャブジャブ池）が多く、中高年や高齢者を対象とした施設が少ないため、今後検討の必要があります。

（２）バリアフリーへの対応

・移動円滑化の促進に関する基本方針（法整備）に伴い、整備基準に準拠した施設整備を行なう必要があります。

（３）ユニバーサルデザインの導入

・多様なニーズに対応した、みんなが利用できる公園づくりを目指します。

（４）安心・安全

・遊具の安全確保に関する指針に基づいた、整備と管理に努めます。

（５）防災

・桶川市地域防災計画において、城山公園は「指定広域避難場所」に位置付けられています。今後、防災公園としての整備について検討する必要があります。

（６）アセットマネジメント

・現在ある資産（公共施設）を活用し、市民の多様化するニーズにこたえ、適切な公共サービスを提供するアセットマネジメントのシステム形成が必要です。

1-2. 本市の概要

（１）位置・地勢

1) 位置

本市は、関東平野の西部、埼玉県のほぼ中心部に位置し、東西は約 8 ㎞、南北は約 4 ㎞、面積は 25.35k ㎡です。東は久喜市、蓮田市に、西は川島町に、南は上尾市、伊奈町に、北は鴻巣市、北本市に隣接しています。

桶川市の位置

2) 地勢

水系は、東を利根川水系元荒川に、西を荒川水系荒川に挟まれ、支川として、荒川には江川、石川川、八坂排水路が、元荒川には赤堀川が、赤堀川には高野戸川があり、これらの河川に沿って、河道と同程度の標高 10m前後の低地が広がっています。

一方、市域の大半は、川口市から鴻巣市にかけて続く標高 20m前後のほぼ平坦な大宮台地となっており、低地と台地の境は、高度差 1～3m程度の崖線・急斜面・段差が形成されています。

3) 気象

本市は、夏季高温多雨、冬季低温少雨を特徴とする太平洋型気候であり、多少内陸性の傾向があるため、東京湾岸など沿岸部と比較し、夏季はより高温に、冬季はより低温になります。

年平均気温は 15～16℃、総降雨量は 900～1,200 ㎜、晴天日数は年間 200 日前後、降雪日数は年間 0～3 日と恵まれた気候下にあるが、台風や梅雨前線による突風・豪雨による災害が過去にもしばしば発生しています。

平成 20 年から平成 25 年度の気象状況グラフを下記に示します。

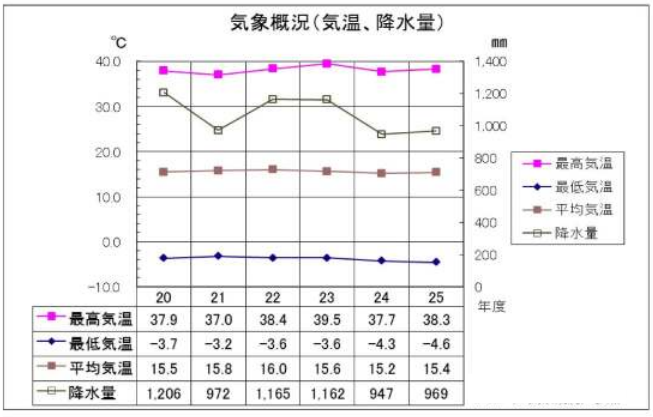

	20	21	22	23	24	25
最高気温	37.9	37.0	38.4	39.5	37.7	38.3
最低気温	-3.7	-3.2	-3.6	-3.6	-4.3	-4.6
平均気温	15.5	15.8	16.0	15.6	15.2	15.4
降水量	1,206	972	1,165	1,162	947	969

＊出典

桶川市 HP（地域防災計画、統計書）より

4) 人口

住民基本台帳人口では、平成 26 年４月１日現在の本市の人口は 75,244 人で、10 年間で約 1,200 人程度増加しています。

人口別構成を平成 22 年から平成 26 年度までで見ると、65 歳以上の人口が 21.5%から 25.0%に増加しています。

人　口

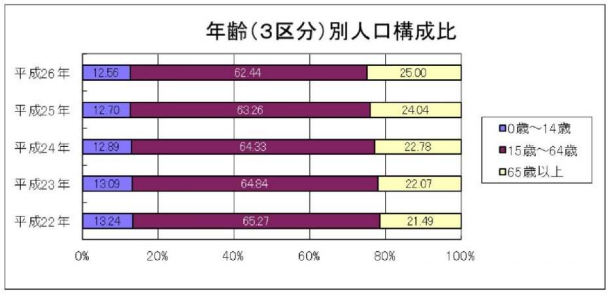

国勢調査

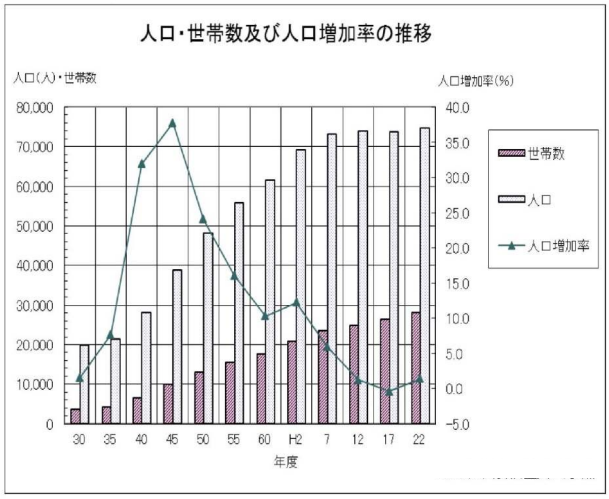

5) 土地利用

本市は、昭和 30 年に中山道桶川宿の宿場町として発展した旧桶川町、農村地域である東部の旧加納村、西部の旧川田谷村が合併し、昭和 45 年 11 月に市制施行しました。

市の中央部は、ＪＲ高崎線の両側それぞれ 2ｋｍ圏が市街化区域となっており、いわゆる首都圏のベッドタウンとして戸建てやマンション等の住宅地が広がっているほか、桶川駅周辺や国道 17 号沿線を中心に商業施設が立地しています。農地はほとんどありません。また、市北部の高崎線沿線から北本市にかけてまとまった工場・流通センターの集積がみられます。

一方、東部と西部の市街化調整区域は、河川流域に水田が、台地部に畑や梨などの果樹園が広がっていますが、大都市に近接する立地のよさから宅地化も進んでいます。東部には 57.2ha の桶川東部工業団地や埼玉県元荒川水循環センターが、西部には 10.4ha の城山公園や、荒川河川敷には 720ｍ×25ｍのホンダエアポートが立地しています。

道路は、南北軸として、中央部に国道 17 号、一般県道鴻巣・桶川・さいたま線（中山道）が、東部に加納地区の中央を縦断する一般県道蓮田・鴻巣線、久喜市境に沿った主要地方道行田・蓮田線が、西部に荒川に沿った主要地方道さいたま・鴻巣線があります。東西軸は、主要地方道川越・栗橋線が本市域を広く横断しています。ほか、平成 22 年 3 月には首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の川島ＩＣ・桶川北本ＩＣ間が供用開始しています。

地目別土地利用を見ると、畑と宅地とその他が各 3 割程度を占めています。

＊出典：桶川市統計書（平成 25 年度版）

地目別土地面積の構成比（平成24年1月1日）

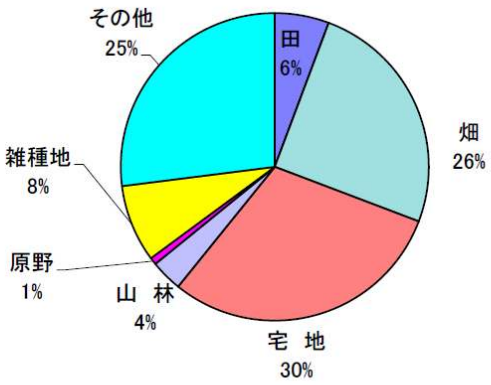

1-3. 上位計画及び関連計画の整理

（１）上位計画

1）桶川市第五次総合振興計画：平成 23 年 4 月

①目的

社会経済情勢の変化に対応し、本市の将来の発展を展望するため、協働のまちづくりに取り組み、これからの 10 年間の市政の目標と方向性を示します。

平成 23 年度から平成 32 年度まで（10 年間）

②概要

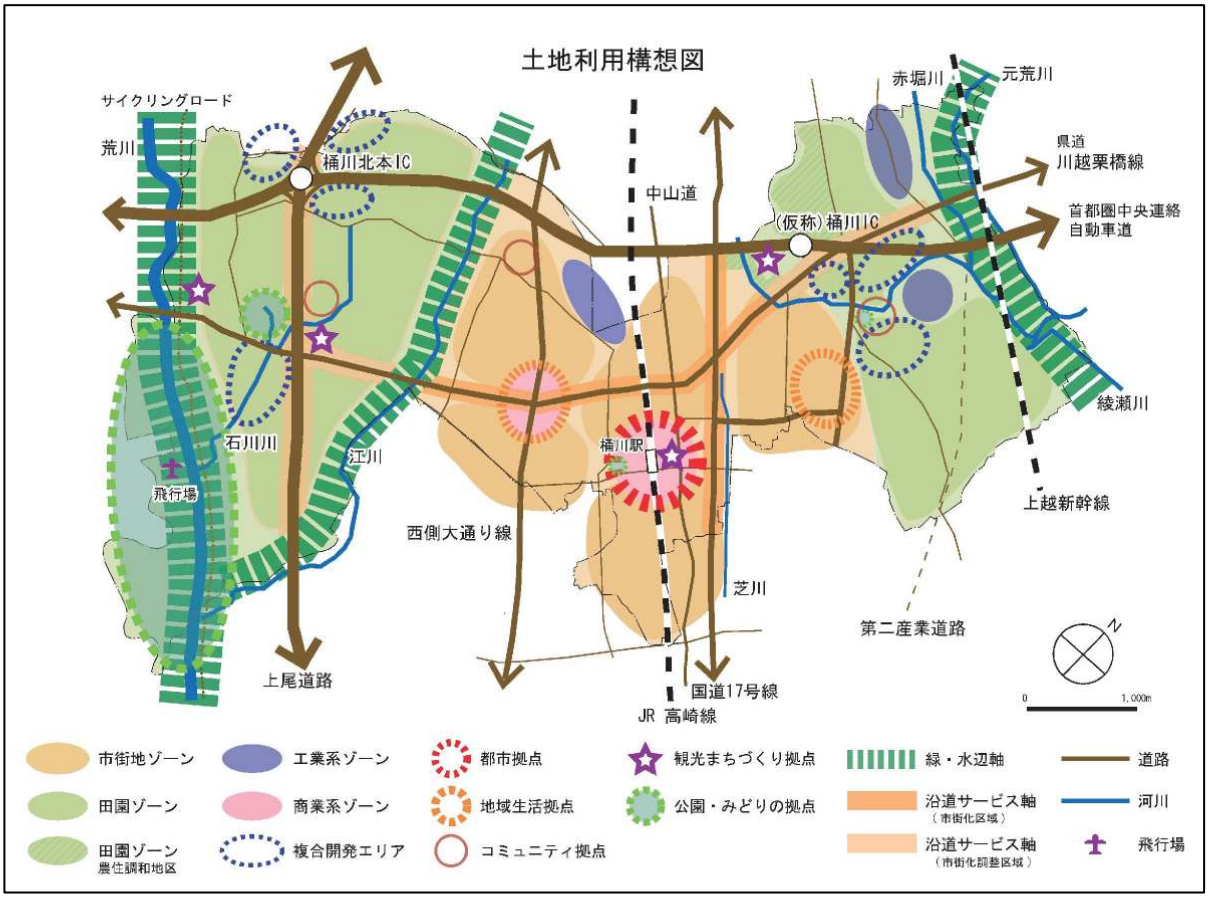

③計画への反映事項・留意事項

・土地利用構想図において、本公園は「公園・みどりの拠点」として位置付けられています。

・施策の充実において、公園のバリアフリー化達成率の目標値は 65%です。

・施策の充実において、一人当たりの都市公園面積の目標値は 2.82 ㎡です。

2)埼玉県景観計画

①目的

平成１６年制定の景観法を活用し、田園と都市が織り成す美しい景観を目指して、本県の景観づくりビジョンと行動計画を示した埼玉県景観アクションプランを策定してます。

②計画時期

この計画は、平成２４年１０月１日から施行

③概要

基本方針
●地形を生かし水と緑に親しむ景観づくり
●歴史と伝統が語られる景観づくり
●身近な生活環境を良くする景観づくり
●県民が主体となった景観づくり
●地域間の交流を進める景観づくり

景観形成方策の方向性
●広域景観の保全と創出
●地域景観の保全と創出
●建築物の建築等に対する規制誘導

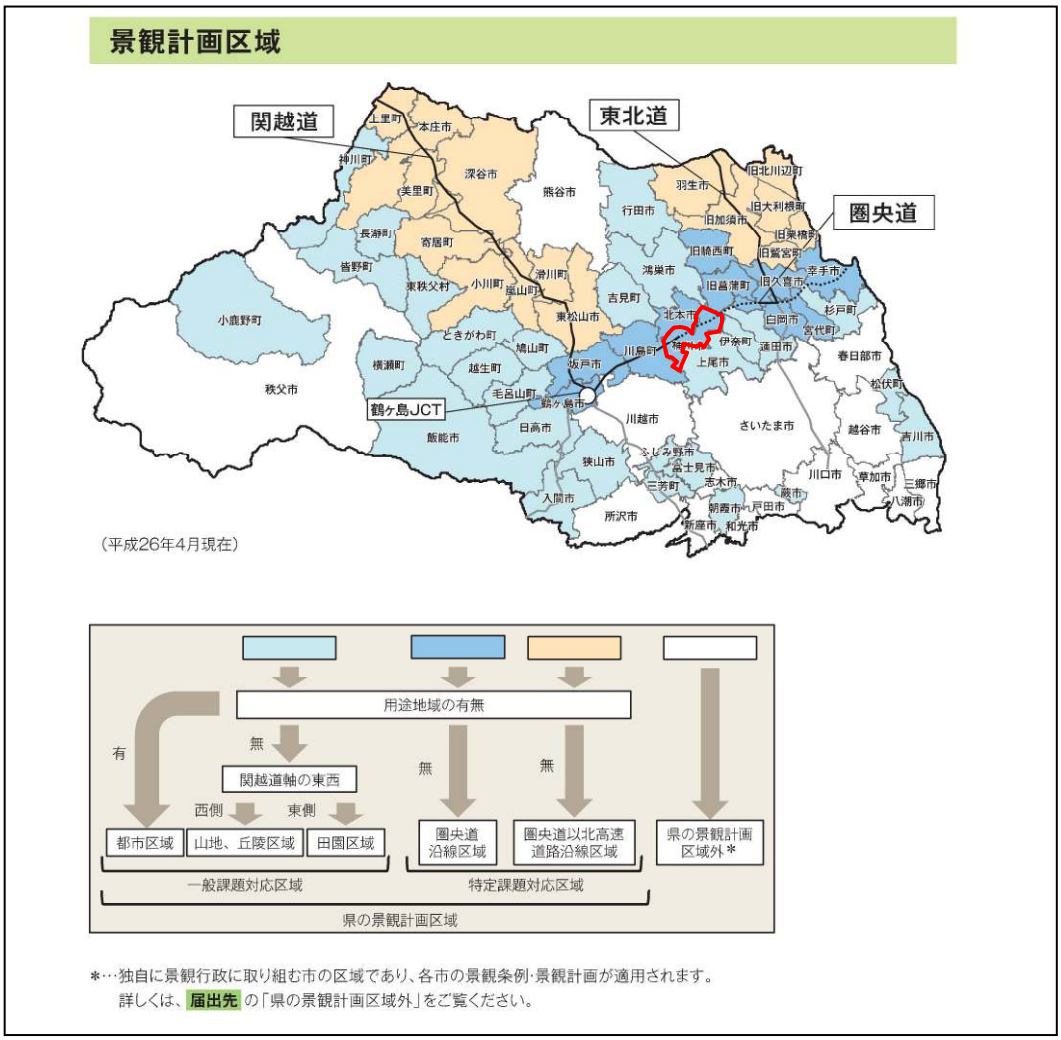

本市全域がその対象区域です。

④計画への反映事項・留意事項

本公園については公共事業景観形成指針（平成 25 年 4 月 1 日改正）により整備を行います。

基本的事項
●埼玉県景観アクションプランとの整合　●市町村の景観計画等への配慮　●国の景観形成ガイドラインへの配慮
●ユニバーサルデザインや、戦略的環境影響評価及び環境影響評価に配慮し、良好な景観形成を図る。
さらに良くするための工夫
●景観資源をつくる
・自ら景観資源となる工夫　・水と緑に親しむ　・歴史と伝統を受け継ぐ　・身近な生活環境を良くする
●景観資源を引き立てる
・周辺の景観資源を眺めやすくする工夫　・眺める場所を心地良くする工夫　・周辺の景観資源の邪魔をしない工夫

１：公共施設の外観の色彩
○下表の色彩制限基準に該当する色彩が形成する面積の合計（着色していない素材で除く。）が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の３分の１を超えてはならない。
（例外：地域のシンボルとなる施設で、埼玉県景観審議会の意見を聴いた場合や下記内容を除く
・市町村が地域カラーを定めている場合　・既に制限色が使われた施設の一部を修繕時、・利用者の関心を引く又は公衆の安全を確保するための制限色。
２：サインの色彩
公共施設に設置するサインは原則として彩度６を超える色彩としない。
３：占用許可
民間の屋外広告物等の占用を許可する場合は、上記「公共施設の外観の色彩」「サインの色彩」のルールを準用する。

3)桶川市都市計画マスタープラン（改訂版）：平成 25 年 3 月

①目的

都市計画マスタープランは、都市計画法の規定に基づくもので、都市計画を決定する際の基本方針です。

②計画時期

目標年次は平成 37 年度まで

③概要

基本理念：「みんなが主役の生活環境・交流拠点都市・桶川」

＜目指す都市の質＞

市民の視点による生活環境を大切にするとともに、広域幹線道路の結節点という地域特性をいかした、人・モノ・情報などあらゆる交流の拠点となる都市づくりを進めます。

【拠点の形成】

公園・みどりの拠点

公園・みどりの拠点については、荒川、元荒川の上流から下流に連続する緑・水辺軸の水辺環境を保全するとともに、遊歩道、サイクリングロード、休憩スポットの整備の促進を図ります。さらに、子ども公園わんぱく村、駅西口公園、城山公園周辺などで公園・みどりの拠点の充実を図ります。

土地利用方針図

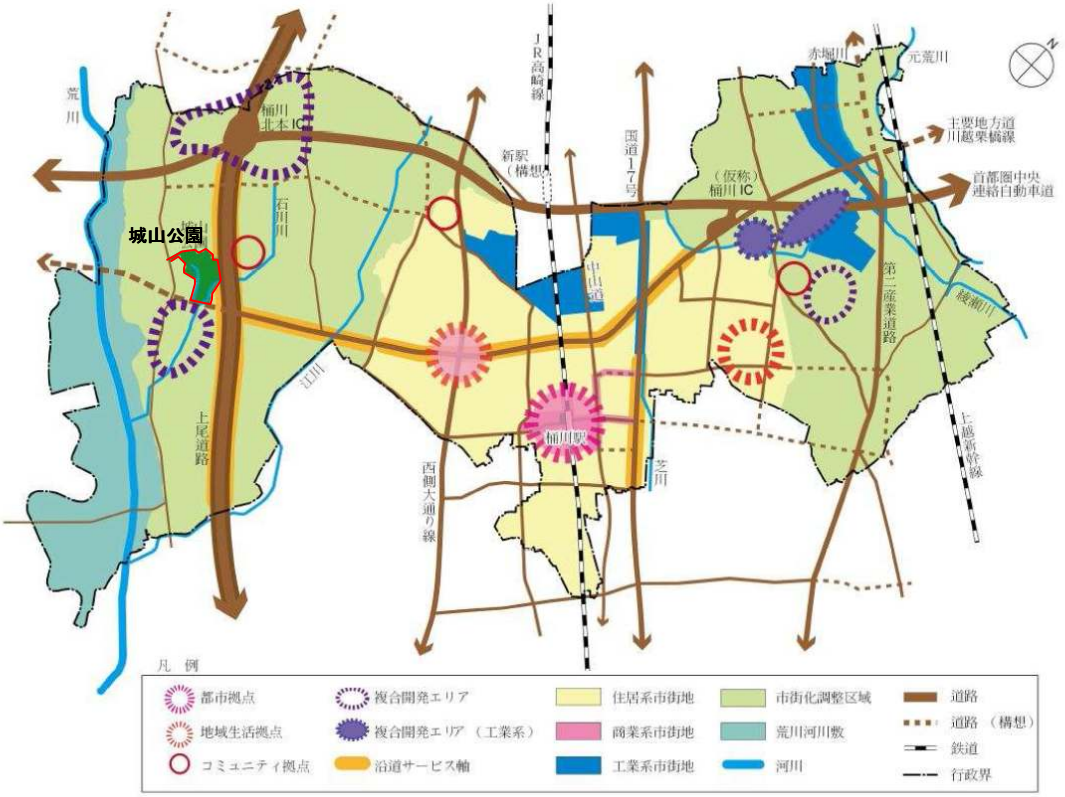

緑豊かな都市整備ならびに景観形成方針図

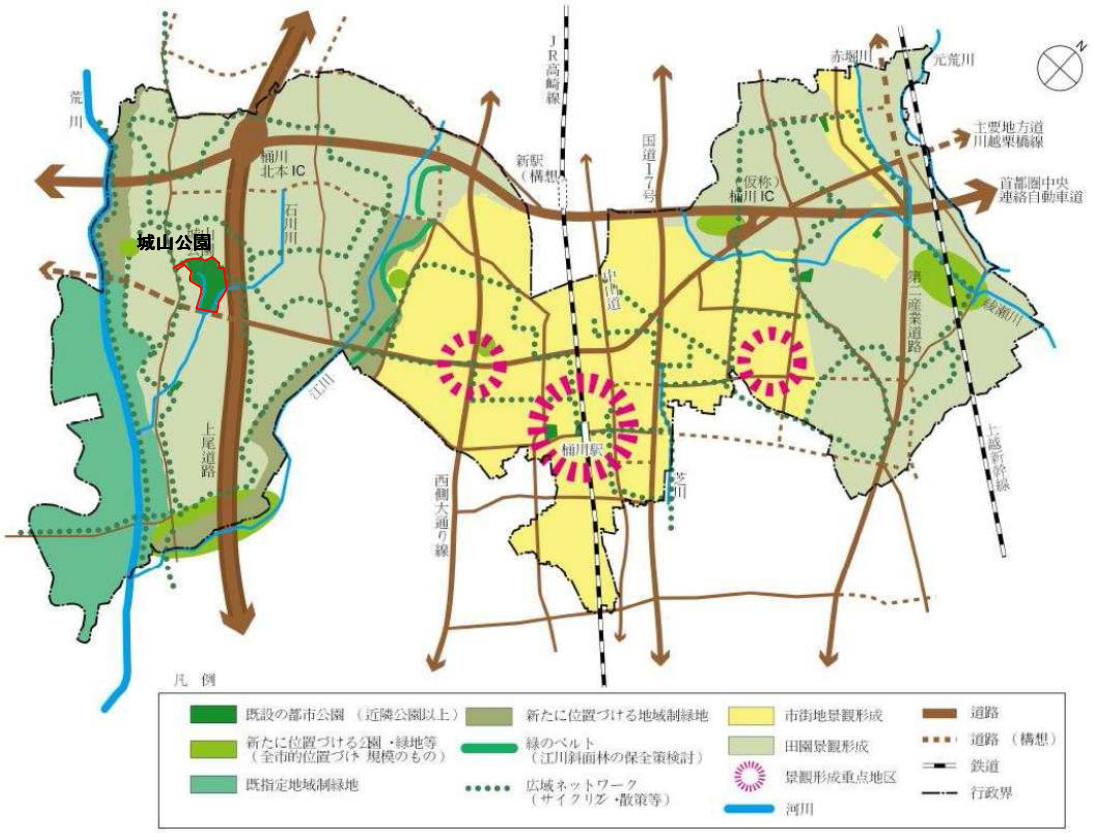

④計画への反映事項・留意事項

・本公園は、全市的規模の公園・緑地などの位置づけとして、今後、行政と市民が協力して整備の実現を目指すとしています。

・また、水辺軸との協調が求められています。

4)桶川市緑のまちづくり基本計画改訂版：平成 25 年 3 月

①目的

緑のまちづくりに関する行政運営の基本となる計画で、都市計画を決定する際の基本方針となります。

②計画時期

平成 37 年度まで目標年次、平成 32 年を中間年次とします。

③概要

桶川市緑のまちづくり基本計画の位置づけ

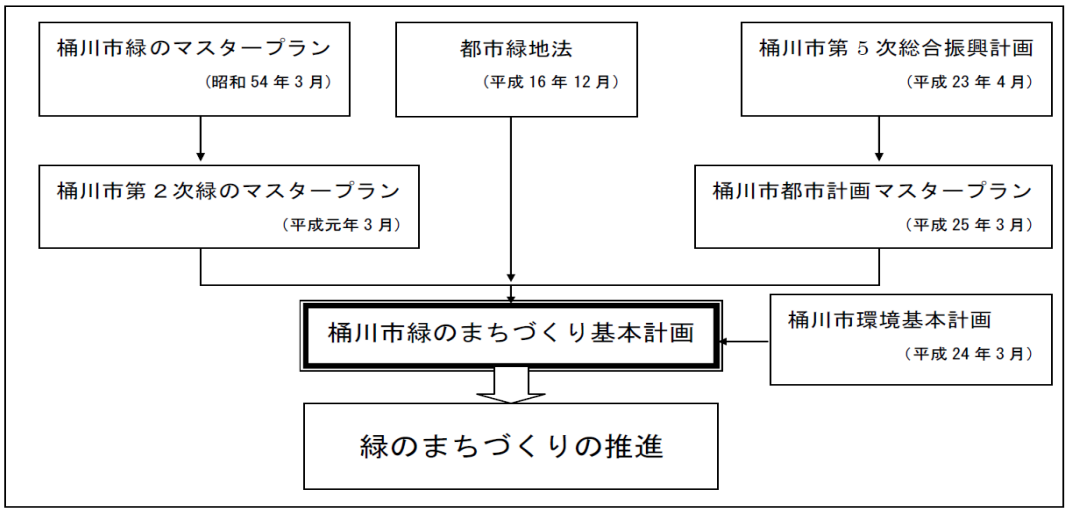

桶川市の緑の将来像図

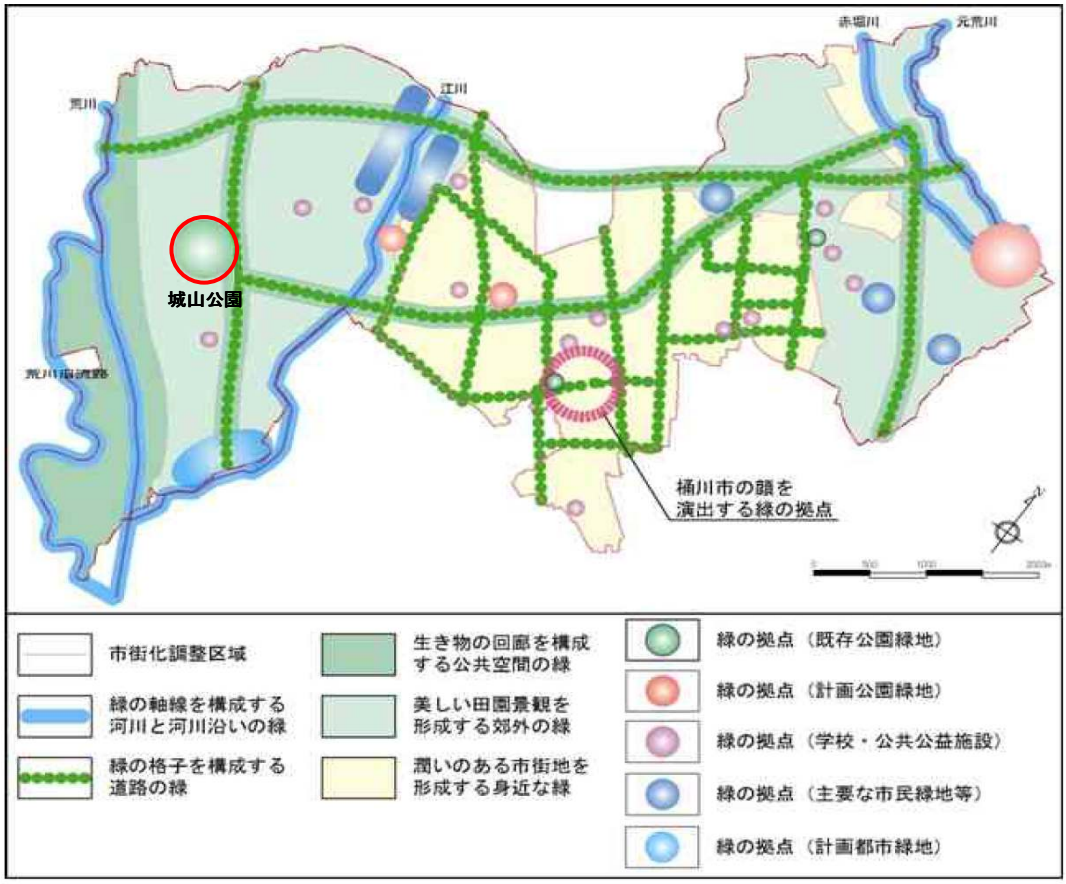

計画テーマ

水清(きよ)み 草花息吹(いぶ)き チョウが舞(ま)う
３つの緑で つなぐ桶川

○計画テーマの考え方

桶川市には、多くの動植物が生息する荒川などの河川とその周辺の水と緑、美しい生垣や屋敷林、雑木林に囲まれた郊外の緑、駅を中心とした人々の賑わいと活気を感じる市街地の緑などがあります。

これらを活かして調和ある緑の都市を創造していくためには、私たちの暮らしと自然との共生が必要です。このような「緑のまちづくり」を進めていくために市民等、事業者、行政がともに当事者としての自覚を持ち、相互にパートナーシップを育み、役割を認識しながら行動していくことが求められています。

計画テーマである「水清み」は桶川を流れるあるいは水源とする河川とその周辺の豊かな緑、「草花息吹き」はサクラソウをはじめとする保全されてきた在来植物や現在も駅前、公園などを演出している花々や街路樹など様々な植物たち、「チョウが舞う」はミドリシジミなどの蝶類やオオタカなどの鳥類をはじめとする生き物たちのそれぞれの象徴としました。これらを緑のまちづくりの主体者である市民等、事業者、行政が、「公共空間の緑」「郊外の緑」「身近な緑」の緑と、時間軸である過去（これまで）、現在（いま）、そして未来（これから）の３つを「つなぐ」ことによって、すべての生き物にとって「心地よい」といえるような環境をつくっていこうという思いを込めて設定しました。

④計画への反映事項・留意事項

・担保性のある緑地は市域面積の２割とすることが求められます。
・公園緑地の倍増を目指すことが求められます。
・本公園の拡大（0.8ha）が求められます。

（２）関連計画

1)桶川市「道の駅」基本計画（素案）：平成 26 年 11 月

①目的

首都圏中央連絡自動車道、上尾道路により「広域交通網の要」となることから、周辺の道路環境 整備が求められ、こうした背景を踏まえ、道の駅を、「観光まちづくり拠点」に位置付けていきます。

②概要

（仮称）「道の駅おけがわ」の事業実施の視点からの導入施設の区分

導入機能 / 空間	休憩機能	情報発信機能	魅力発信機能・地域連携機能	防災機能	環境対策機能
休憩施設・地域振興施設	・駐車場 ・トイレ ・休憩所	・情報端末 ・総合案内所	・農産物直売所 ・観光物産館 ・イベント広場（芝生広場） ・会議室 ・飲食施設 ・展望施設 ・レンタルボックス ・ドッグラン	・災害用備蓄倉庫 ・情報提供装置 ・非常用発電機 ・防災用トイレ ・給水タンク ・防災井戸	・調整池 ・太陽光発電 ・蓄電池 ・ＥＶ車充電スタンド ・バイオマス発電
城山公園	・駐車場 ・トイレ ・芝生広場		・バーベキュー広場 ・イベント広場（芝生広場） ・グラウンド	・災害ヘリポート（グラウンド）	
川田谷生涯学習センター			・歴史民俗資料館 ・図書館 ・公民館		
周辺地域	・温浴施設 ・宿泊施設		・ぺに花畑、花畑、野草園 ・観光農園・体験農園 ・グリーンツーリズム ・遊歩道（石川川緑道など） ・遊覧飛行 ・レンタサイクル		

：道の駅としての基本的な施設
：既存機能を活用する施設
：付加価値を高める施設
：民間活力を利用し周辺地域での広がりを期待する施設

必要駐車マス数

車種	駐車マス数（台）	
小型車	301	計 350
大型車	49	

休憩施設の必要規模（参考）

施設	規模（㎡）
トイレ	約 350
休憩施設（兼情報発信施設）	約 250
レストラン	約 950
農産物直売所・観光物産館	約 400
付帯施設（会議室、事務所等）	約 550
計	約 2, 500

③計画への反映事項・留意事項

・本公園との連携（防災機能・休憩機能・情報発信機能）が求められます。

2) 桶川市地域防災計画：平成 27 年 2 月

①目的

災害対策基本法第 42 条の規定により、本市の地域にかかる災害について、市民の生命、身体及び財産を保護するため、国の防災基本計画、埼玉県地域防災計画に基づき、必要な事項を定めるものとします。

②概要

本市の指定避難所の立地

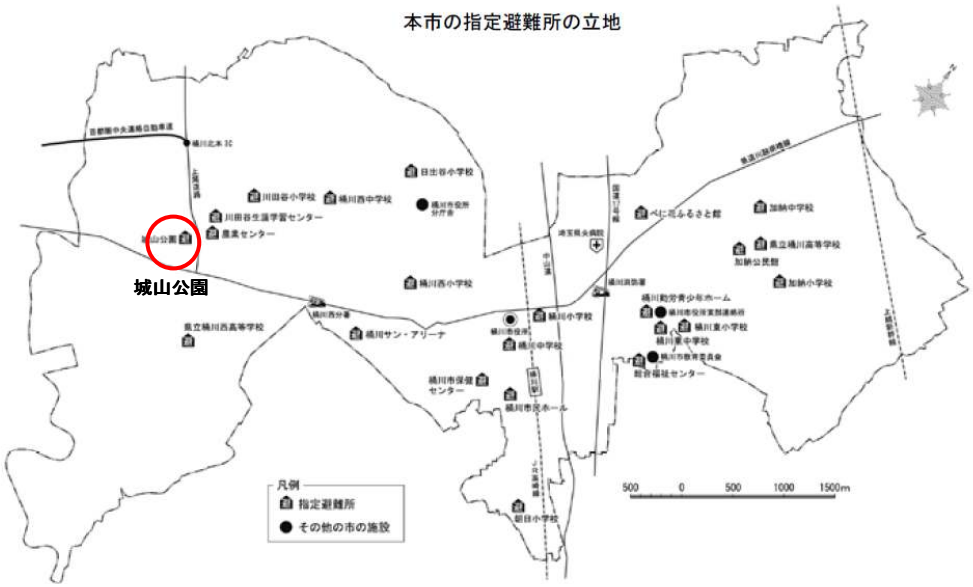

桶川市洪水ハザードマップで想定している浸水区域

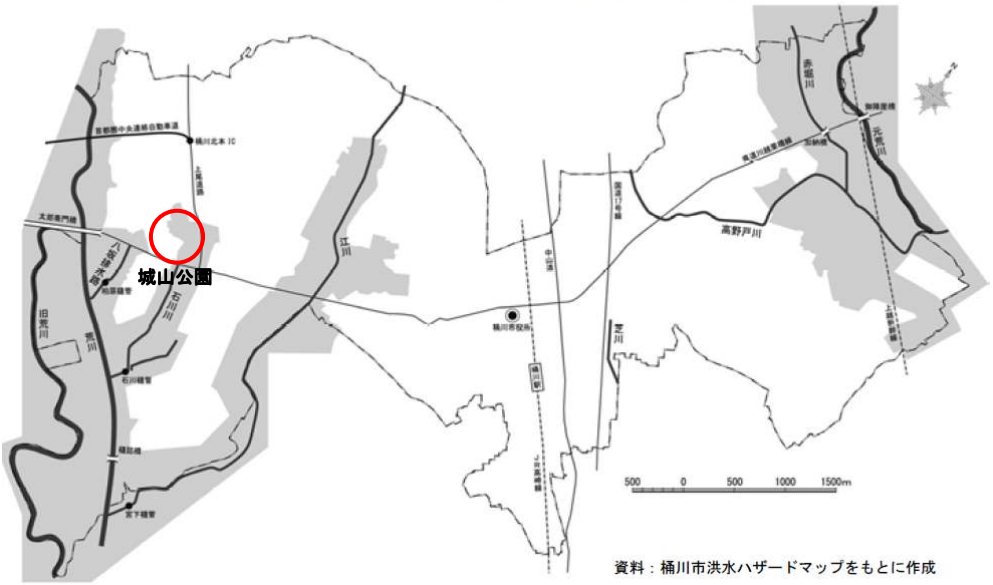

資料：桶川市洪水ハザードマップをもとに作成

③計画への反映事項・留意事項

・指定広域避難場所：本公園は広域避難所として指定されています。
・洪水ハザードマップの浸水区域に当たり、対応が求められます。
・物資輸送拠点（飛行場場外離着陸場）に位置づけられています。

3)みんなでつくる愛着のもてるまちおけがわプラン

桶川市協働推進計画：平成 23 年 4 月

①目的

市民と行政のパートナーシップによる、協働のまちづくりを推進するための基本的な展開方向を示すことにより、全職場を横断する総合的な行動指針としての役割を担っています。

②計画時期

平成 23 年度から平成 27 年度まで

③概要

施策の体系

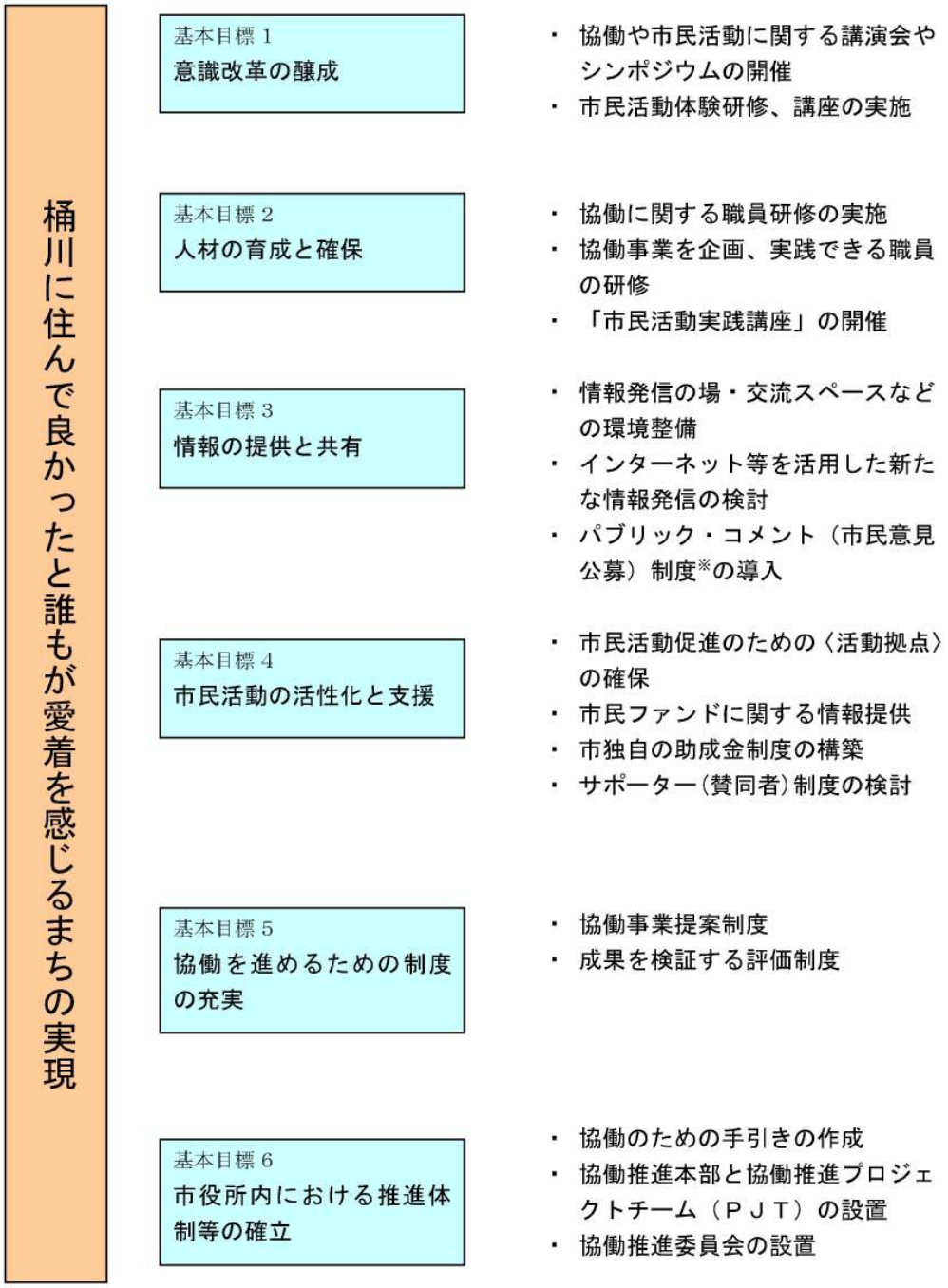

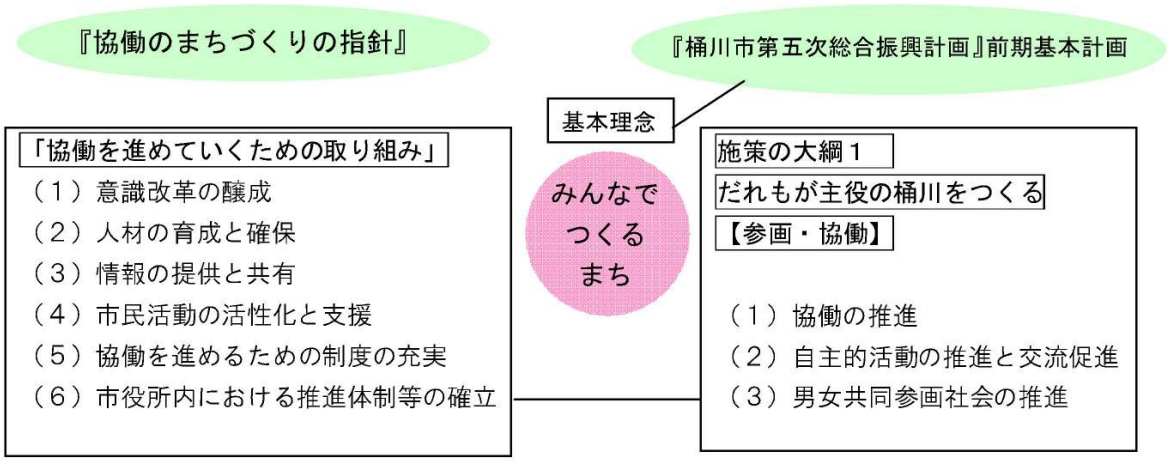

④計画への反映事項・留意事項

・本公園も小規模公園での事例を踏まえた協働の展開に留意します。

4）公園施設長寿命化計画策定：平成 26 年 2 月

①目的

子供や高齢者をはじめ誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備が推進されることを念頭に、都市公園施設について今後進展する遊具等の老朽化に対する安全対策の強化及び修繕・更新費用の平準化を図る観点から、適切な施設点検、維持補修等の予防保全的管理の下で、既存ストックの長寿命化対策及び計画的な修繕・改築・更新を行うため、公園施設長寿命化計画を策定します。

②計画時期

平成 35 年度（10 年目）までを想定

③概要

予防保全施設と事後保全施設に区分します。

予防保全施設は、LCC（ライフサイクルコスト）により,補修により延命の効果を判断します。

④維持管理に関する基本方針（要旨）

■園路広場
・利用者の円滑移動の観点から、維持管理で異常対応を行い「事後保全」による管理を行う。
・園路橋は、「事後保全」施設として、損傷などを発見した時点で修繕を適宜行う。
■修景施設
・パーゴラ（10 ㎡以上）は、「予防保全」施設とし、劣化部の計画修繕補修より延命化を図る。
・花壇、植樹桝、モニュメント、10 ㎡未満のパーゴラは、「事後保全」施設とし、修繕を適宜行う。
・噴水は、「事後保全」施設とし、電気・機械の調整点検等を行う。
■休養施設
・休養施設は、やすらぎや快適を感じる施設維持が求められる。
・10 ㎡以上の四阿は「予防保全」施設とし、補修を実施して延命化を図る。
・ベンチ、野外卓、シェルター等は、「事後保全」施設とし、修繕を適宜行う。
■遊戯施設
・遊具は、物的ハザードを除去し、子どもにとって安全で楽しい遊び場を確保することが求められる。
・遊具は、「予防保全」施設として管理を行い、塗装を定期的に実施して延命化を図る。
■運動施設
・運動施設は、利用者が安全安心にレクリエーションや運動が行えることを常に念頭に置く。
・グラウンドやテニスコートは、「事後保全」施設として、修繕を適宜行う。
■教養施設
・記念碑、モニュメントなどは、「事後保全」施設とし、修繕を適宜行う。
■便益施設
・水飲場、時計台は、「事後保全」施設とし、修繕を適宜行う。
・ＲＣ造の便所は、「予防保全」施設とし、塗装を定期的に実施して延命化を図る。ユニット・プレハブのトイレは、「事後保全」施設とし、修繕を適宜行う。
■管理施設
・管理事務所（建築物）は、「予防保全」施設とし、計画的に補修を行い延命化を図る。
・柵類は、「事後保全」施設とし、修繕を適宜行う。
・案内板や園名板などの標識等は、「事後保全」施設とし、修繕を適宜行う。
・照明施設は、「事後保全」施設とし、日常的な管理で維持する。

⑤計画への反映事項・留意事項

・本公園の施設への提言に留意します。

・城山公園の A トイレは H27 年度、B トイレは H31 年度に更新を行う。

・管理事務所は健全度調査時に漏水箇所を発見したため、H28 年度に緊急処置補修を行う。

（３）市民意向

アンケートから、市民意向を整理します。

１） 第五次総合振興計画：市民アンケート：3000 通(回収率 45.2%)

①調査時期

平成２１年８月２０日～平成２１年９月７日

②概要

□「ここ数年でよくなったもの」（平成 12 年度と平成 21 年度の比較）

	平成12年度(選択肢数：33)		平成21年度(選択肢数：40)		H12年度との順位比較
1位	公共下水道の整備	21.0%	桶川駅の整備	18.9%	新規
2位	道路、交通の整備	20.1%	ゴミの減量化やリサイクルの推進	13.6%	↑
3位	公園・緑地の整備	18.4%	市内と周辺地域を結ぶ地域幹線道路の整備	13.5%	新規
4位	市街地の整備	17.2%	公共下水道の整備	13.0%	↓
5位	上水道の整備	11.5%	身近な生活道路の整備	11.4%	新規
6位	スポーツ・レクリエーションの振興	8.5%	こども医療費の無料化の充実	10.0%	新規
7位	ゴミの減量化やリサイクルの推進	8.1%	信号機など交通安全施設整備	9.4%	新規
8位	生涯学習の振興	7.3%	公園・緑地の整備	9.0%	↓
9位	消防、防災、防犯対策の充実	6.9%	市街地の整備	7.7%	↓
10位	高齢者、障害者等の市民福祉の充実	5.9%	上水道の整備	7.2%	↓

□「力をいれてほしいもの」

公園緑地の整備は 11 位

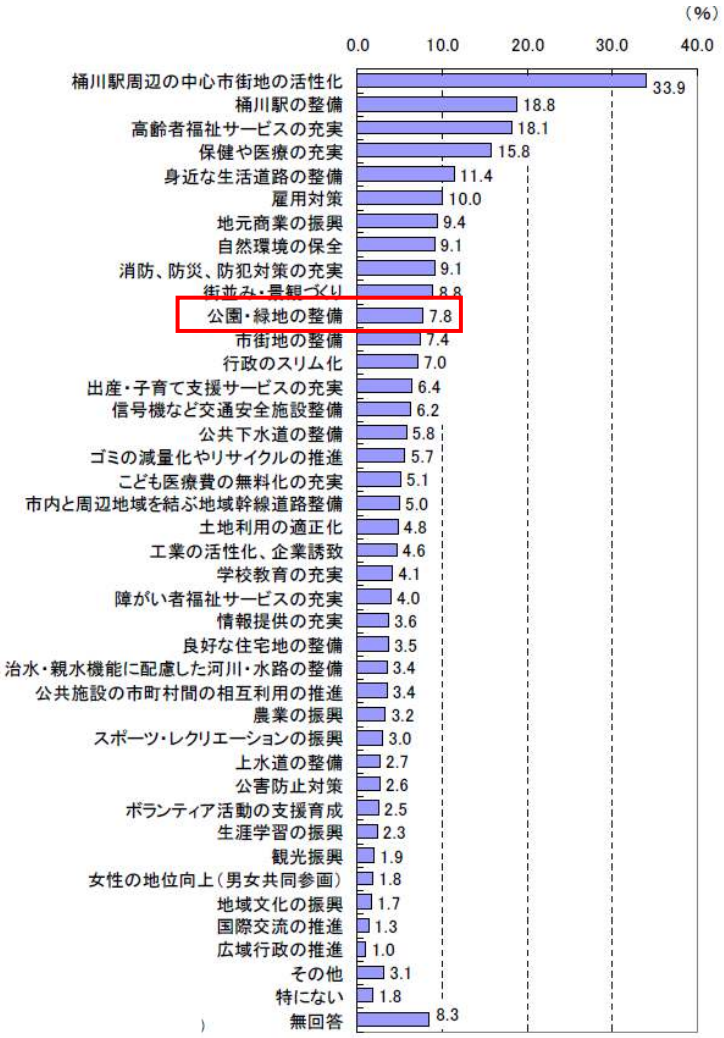

③計画への反映事項・留意事項

・平成 12 年より「よくなったもの」としての「公園・緑地の整備」は後退しています。

・「公園・緑地の整備」は「街並み・景観づくり」「自然環境の保全」等その他の上位の「力をいれてほしいもの」と関連した施策が望まれます。

2）子ども子育てに関するニーズ調査結果：就学前保護者 900（回収率 60.4%）
：小学生保護者 300（回収率 57.7%）

①調査時期

平成２５年１１月１４日～平成２５年１１月２５日

②概要

・公園などへの潜在的要望は高学年では半数程度です。

・習いごと（サッカークラブ等）の要望は、低学年も含め高い。

（３）就学後、小学校低学年時に放課後を過ごさせたい場所（複数回答）

※平成 26 年度小学校入学予定の児童の保護者のみが回答

小学校就学後に放課後を過ごさせたい場所については、小学校低学年（１～３年生）のうちは、「自宅」が 68.5%と最も多く、次いで、「習いごと」が 57.6%、「放課後児童クラブ」が 30.4%となっています。

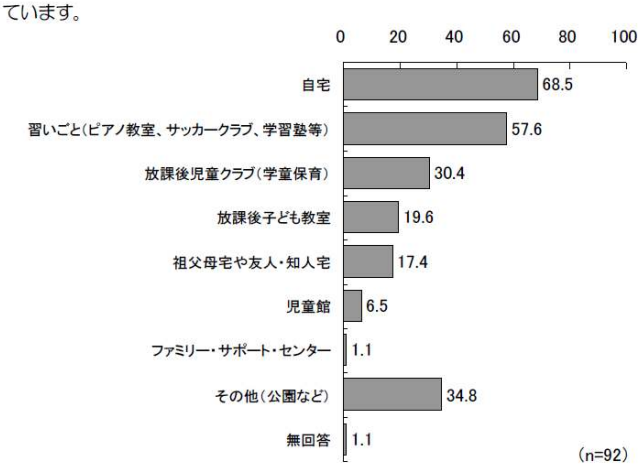

（４）就学後、小学校高学年時に放課後を過ごさせたい場所（複数回答）

※平成 26 年度小学校入学予定の児童の保護者のみが回答

小学校就学後、高学年（４～６年生）になったら放課後を過ごさせたい場所については、「習いごと」が 80.4%と最も多く、次いで、「自宅」が 73.9%となっています。

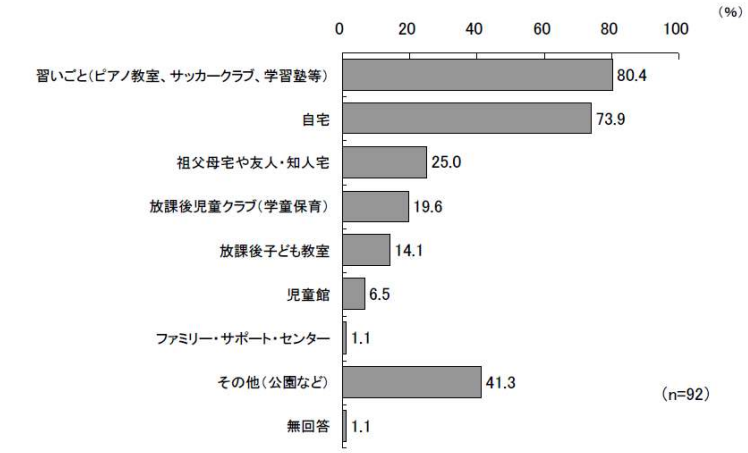

③計画への反映事項・留意事項

・放課後の場として公園への要望が 3 割以上あります。また、スポーツ関連の習い事の受け皿として要望も高いことから、こうした需要を勘案した施設作りが求められます。

1-4. 計画対象地及び周辺の現況

（１）周辺状況

1)外周道路

計画地へのアクセス道路は、３本です。

東側は現在暫定供用中の上尾道路、南側は県道川越栗橋線、西側は県道さいたま鴻巣線です。

広域圏からの利用は上尾道路から、市中心部からは県道川越栗橋線がアクセス路です。

県道さいたま鴻巣線は生活道路で、大量の利用需要には対応できないため、第１駐車場の充実が求められています。

なお、市の循環バスは公園西口にバス停（城山公園西口前）があり、桶川駅から約 20 分前後です。

写真上：上尾道路と公園東口

写真中：県道川越栗橋線と公園南口

写真下：県道さいたま鴻巣線と公園西口

2)隣接地

計画地の南西側は水路を挟んで耕作地と宅地が隣接しています。この水路でカワセミが確認されます。

さらに西側は三ツ木城跡に連続した台地を形成して、西口側に連続しています。三ツ木城跡付近での、計画地との高低差は約 10m です。

この付近まで、西口脇から管理用通路が延びています。この道路の活用も課題となります。

西口から北側に伸びる境界部は、西側境界と同様に耕作地と宅地が混在して隣接しています。そのため北側に数箇所、歩行者の出入口が存在します。こうした歩行者用通路の扱いも整理する必要があります。

なお北東部分端は現在活用されておらず、上尾道路の整備にあわせた、整備が求められます。

写真：県道川越栗橋線と公園南口隣地の耕作地と民家側が高い場所にある

計画地西側の境界となる水路（右側が民地）

民地へ延びる通路

北東側未利用地

西側境界沿い管理用通路

北側歩行者用通路

（２）城山公園の概要

桶川市の西側、JR 桶川駅から西に約 3.5km の場所に位置します。

公園名は、14 世紀に築城された東西 120m南北 110mの平山城の「三ツ木城」に由来しており、この東側低地に広がる公園です。

次頁に現況写真を示します。

主要施設

NO	施設名称	概要
1	第二駐車場	西入口に併設してあります。
2	冒険広場	築山とターザンロープ遊具のある場所です。
3	野草園	区画で仕切られた草地です。
4	児童遊園広場	スイング遊具や、築山を利用した滑り台等の遊具があります。
5	トリム広場	複数の健康運動器具と休憩施設があります。
6	植物園	三ツ木城跡南谷部の園地です。
7	三ツ木城跡	現在は樹林地です。未買収地のため入ることが出来ません。
8	花木園	敷地北側の南斜面を利用した低木は分区園からなります。
9	第一駐車場	南入口に併設してあります。
10	エントランス広場	南入口に併設した、自由広場です。
11	花壇広場	四季の草花が鑑賞できます。１０箇所の長方形の花壇があります。
12	催物広場	この広場を中心に約 300 本の桜の花見の名所です。 またバーベキューの利用も可能です。
13	芝生広場	花壇広場の北に広がる、長方形の芝生地です。
14	児童遊園地	複合遊具や砂場のある遊具の場です。
15	B トイレ	
16	築山・観覧席	多目的広場を見下ろす南斜面の広場です。
17	ジョギングコース	園内を周遊できる幹線園路をコースに設定しています。
18	A トイレ	
19	E トイレ	南入口に併設しています。
20	管理棟・トイレ	
21	第三駐車場	東入口に併設してあります。
22	多目的広場	少年野球場で 2 面、サッカーも行えるグラウンドとして利用されています。
23	展望広場	北側の高台にコンクリート製の展望施設があり、南側に広がる公園全体が一望できます。
24	カルチャー広場	多目的な広場です。
25	ピクニック広場	複数の野外卓があります。バーベキューは禁止されています。
26	じゃぶじゃぶ池	中池、大池へ繋がる流れで、水遊びができます。
27	中池	じゃぶじゃぶ池と大池をつなぐ池です。
28	大池	敷地中央に存在し、「じゃぶじゃぶ池」を源流としています。
29	彫刻広場・時計塔	大池の南側、熊井淳一の彫刻があります。
30	テニスコート	クレイコートが 4 面あります。

●現況写真

①第二駐車場

②冒険広場

③野草園

④児童遊園広場

⑤トリム広場

⑥植物園

⑦三ツ木城跡

⑧花木園

⑨第一駐車場

⑩エントランス広場

⑪花壇広場

⑫催物広場

⑬芝生広場

⑭児童遊園地

⑮Bトイレ

⑯築山・観覧席

⑰ジョギングコース

⑱Aトイレ

⑲Eトイレ

⑳管理棟（トイレ）

㉑第三駐車場

㉒多目的広場

㉓展望広場

㉔カルチャー広場

㉕ピクニック広場

㉖じゃぶじゃぶ池

㉗中池

㉘大池

㉙彫刻広場・時計塔

㉚テニスコート

（３）城山公園の区域と利用者層

１）圏域

・ここでは一義的に市民のための公園として、市域全域を需要圏域とします。

・なお、バーベキュー広場の整備、三ツ木城跡の保全利用と併せて、将来的には道の駅として一体的に登録することの相乗効果により、更なる広域的需要圏域も考えられます。

２）利用者層

・これまでの利用状況を勘案し、また本公園の再整備テーマに基づくと、市民の憩いの場として、誰もが集える場となります。

・このため、休日は家族連れ・各種団体（スポーツ・歴史風土・自然観照）利用を想定します。

・一方で、平日は、近所の散策、ジョギング、幼児連れ、保育利用、学童利用が想定されます。

2．問題点の整理

2-1. 問題点の整理

既往計画である「城山公園のあり方検討委員会報告書」の中で示された６つのキーワードと問題提起を踏まえ、上位計画や関連計画、さらに現地調査により問題点を整理します。

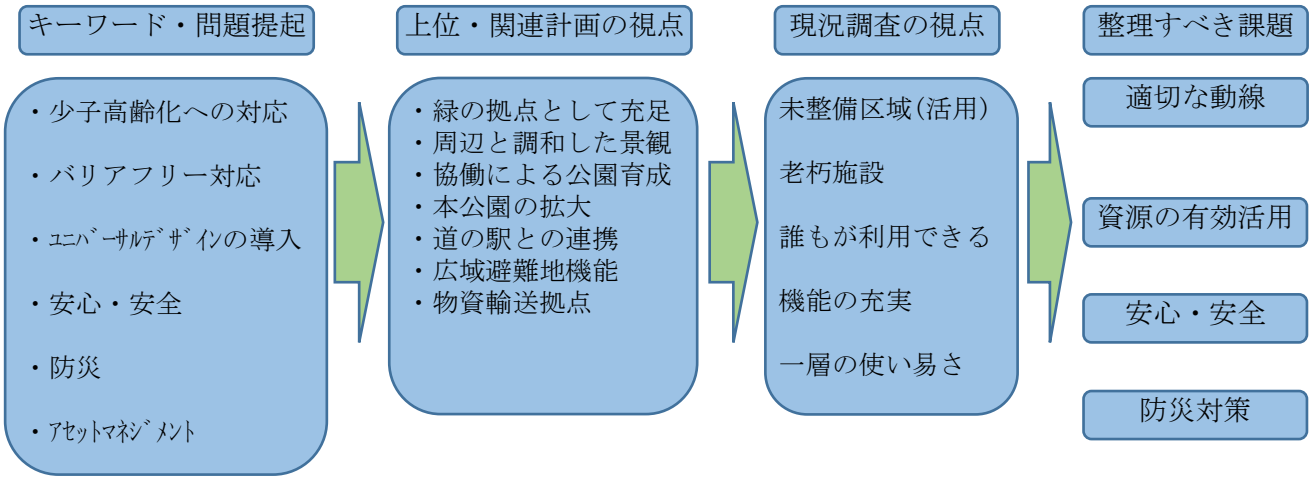

2-2. 課題の抽出

◎適切な動線・施設配置に関する課題

・周辺道路網の整備により、3 箇所の入口の役割が大きく変化しています。このことから、各入口の役割を整理する必要があります。

・集客力のある多目的広場と表玄関口としてのエントランス広場は、公園のイメージに合わせた駐車場の規模・配置・景観を考える必要があります。

・未利用地と入口機能及び駐車スペースを一体的に整理し配置を検討する必要があります。

・運動施設、レクリエーション施設、広場の各ゾーンの結びつきが弱く、公園全体のまとまり感を協調する動線や施設配置が求められます。

◎経済性(資源の有効活用)に関する課題

・既存資源（既存樹林、花木園、植物園等）を有効活用し、緑の環境の充実を図ります。

・未利用の資源（三ツ木城跡）の有効活用が求められます。

・限られた空間において、運動・レクリエーション・防災・景観・郷土観光等のさまざまな機能を充足させることが求められます。

◎安心・安全に関する課題

・バリアフリーの視点から施設の改修整備が必要と考えられます。

・老朽化に伴い、遊具の安全基準に対応した既存遊具の安全対策が必要と考えられます。

・防災、防犯も含めた利用者の安全性が必要と考えられます。

◎防災対策に関する課題

・道の駅との連携を考慮し必要性に応じた対応策が必要です。

・指定広域避難場所としての機能（物資輸送拠点・避難場所の空間確保・緊急時の施設整備等）の充実を図ります。

・避難場所として浸水区域であり軟弱地盤を考えると安全な基盤づくりも市民の生命を守る重要な整備内容といえます。

３.計画内容の検討及び設定

3-1. 再整備計画のテーマ、基本方針の設定

（１）再整備計画のテーマ

■市の中心的緑の拠点として公園づくり
■誰もが楽しめ公園づくり

（２）基本方針の設定

・利用形態および上位・関連計画を踏まえ、
「運動」「遊具」「催事」「文化歴史」「防災」「安心・安全」の機能の充実した空間とします。
なお、「運動」「遊具」「催事」「文化歴史」「防災」の 5 つの機能は、ゾーニングに反映し、「安心・安全」機能は公園全体を包括する機能となります。
さらに公園を運営・維持・管理を受け持つ機能として「管理」のゾーンも重要な機能といえます。

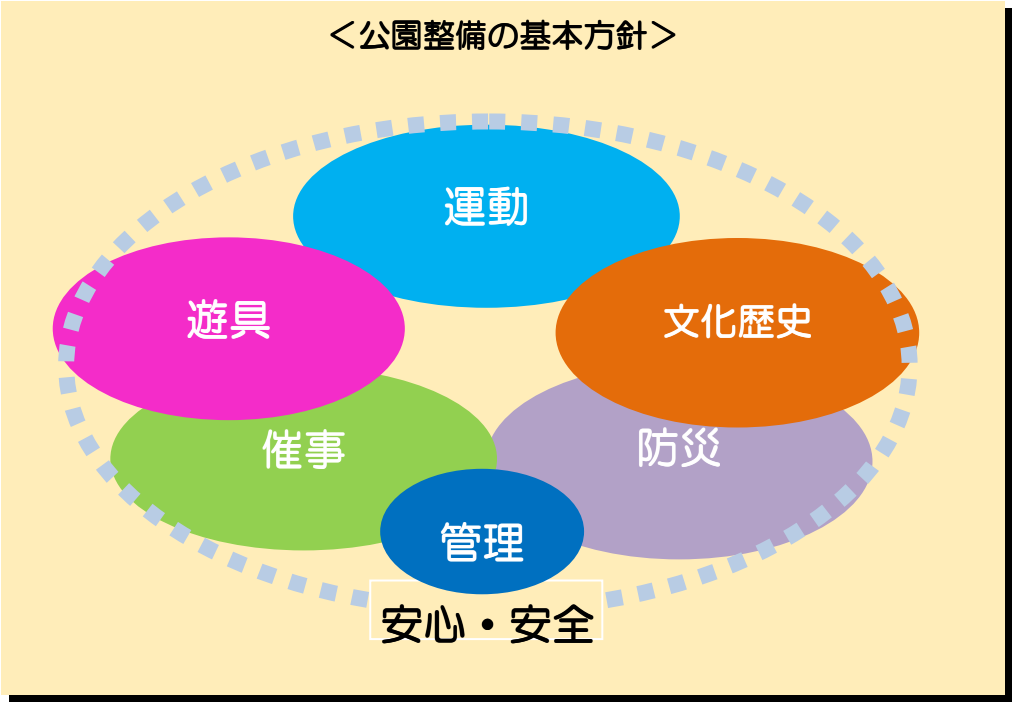

（３）ゾーニングと動線の設定（参考：ゾーニング・動線図）

各ゾーンの関連施設を分類すると下記の通りです。
◎運動機能：多目的広場・テニスコート・じゃぶじゃぶ池・築山観覧席
◎催事ゾーン：エントランス広場・催物広場・芝生広場・花壇広場・彫刻広場・展望広場
◎文化歴史ゾーン：三ツ木城跡・植物園・野草園・カルチャー広場・ピクニック広場・花木園・林内園地
◎遊具ゾーン：児童遊園地・児童遊園広場・冒険広場・トリム広場
◎防災ゾーン：中池・大池周辺・多目的広場・駐車場・主園路

〈ゾーニング・動線計画の考え方〉

① 西側エリア整備

・西側の出入口は幅員も狭く交通量も多い県道とのＴ字路となるため、今後交差点協議を行い詳細検討が必要です。

・さらに引込部の敷地幅が狭く、駐車場の確保が難しいため、冒険広場の老朽化並びに利用度合いの少ないエリアを利用して駐車場の拡幅を図ります。また、駐車場に隣接した西側のエントランス広場を動線の分岐点として配置します。

② 東側エリア整備

・東側の出入口は駐車場及びトイレも整備されていることから、当面の間は現状のままとします。

③ 南側エリアの整備

・県道からの車の出入口に関しては、安全性を考慮した詳細検討が必要です。

・駐車場の確保に伴い、広い範囲で改修の必要があり、駐輪場・エントランス広場・催物広場・花壇広場・芝生広場が影響範囲となります。

・桶川市洪水ハザードマップより浸水区域に指定されており計画を進めるに当たり水害対策等を考慮した計画が要求されます。

・エントランス広場は公園の表玄関であり、待ち合わせや集合の場として活気のある広場としての整備が必要です。

④ 全体

・本公園のアプローチとしては、現状の通り南側をメイン出入口とし、東側及び西側をサブとします。

・彫刻広場周辺は、動線計画でも示す通り公園の中心的な場所であり、多方向への動線の要となる場所です。よって、この広場は中央広場としての機能を担い、利用者が集い・憩い・安らぎ・出発の場所として、将来的にはゆとりのある広場整備が必要となります。

・また、中央広場に隣接する三ツ木城跡の整備についても動線的に重要な位置関係が必要となります。

・よって、メインエントランス広場と中央広場と東側出入口のＴ字ルートが重要な主園路として整備をする必要があります。

・公園までのアクセス道路に、各駐車場への安全でわかりやすい誘導表示が必要です。

ゾーニング・動線図

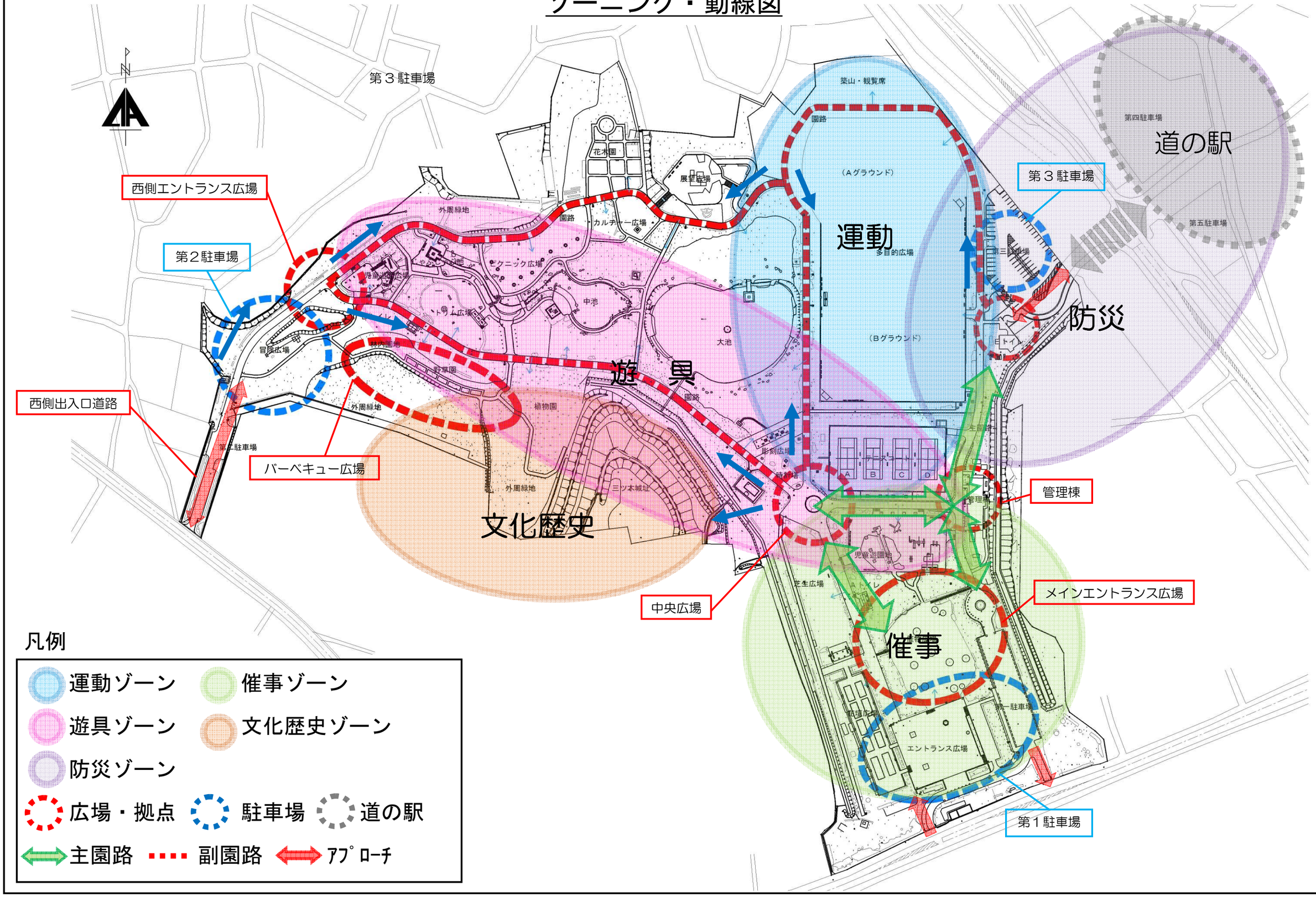

凡例

- 運動ゾーン
- 催事ゾーン
- 遊具ゾーン
- 文化歴史ゾーン
- 防災ゾーン
- 広場・拠点
- 駐車場
- 道の駅
- 主園路
- 副園路
- ｱﾌﾟﾛｰﾁ

3-2. 整備方針の設定

この計画では、課題へ対応するため既存公園施設の状況を確認し、施設の充分な活用と利用ニーズを踏まえ、①～③については整備内容を、④～⑧については、今後の整備方針について検討します。

① 駐車場の再配置
② 専用バーベキュー広場の新設
③ エントランスの改修（花壇やバスの乗降場所の検討）
④ 防災機能の整備
⑤ バリアフリー、ユニバーサルデザイン化による施設の再整備
⑥ 老朽化施設の再整備
⑦ 西側区域の利用促進検討
⑧ 隣接する三ツ木城跡地の利用検討

3-3. 導入施設の検討

駐車場整備とバーベキュー場整備の関連性について下記のとおり示します。

ⅰ：あり方検討委員会では上尾バイパスの整備に伴い減少する駐車台数の確保を目的として、第１駐車場の拡張により新たに 78 台の駐車台数を確保し、現況の 52 台と併せて 130 台の駐車台数の確保を検討しています。これに、多目的広場の拡張による利用者数の増加や将来的に想定される道の駅への来客者による利用者数の増加を考慮し、更なる第１駐車場の拡張が必要となります。

ⅱ：第１駐車場の拡張に伴い、隣接するエントランス広場や催し物広場にも影響が生じます。特に、催物広場は規模の縮小が想定され、バーベキュー利用者へのサービスの低下につながる虞があります。

ⅲ：この解決策として、催し物広場とバーベキュー場との兼用という概念を切り離し、別途、専用のバーベキュー場を園内の未利用地の中から選定し、新たに設置します。

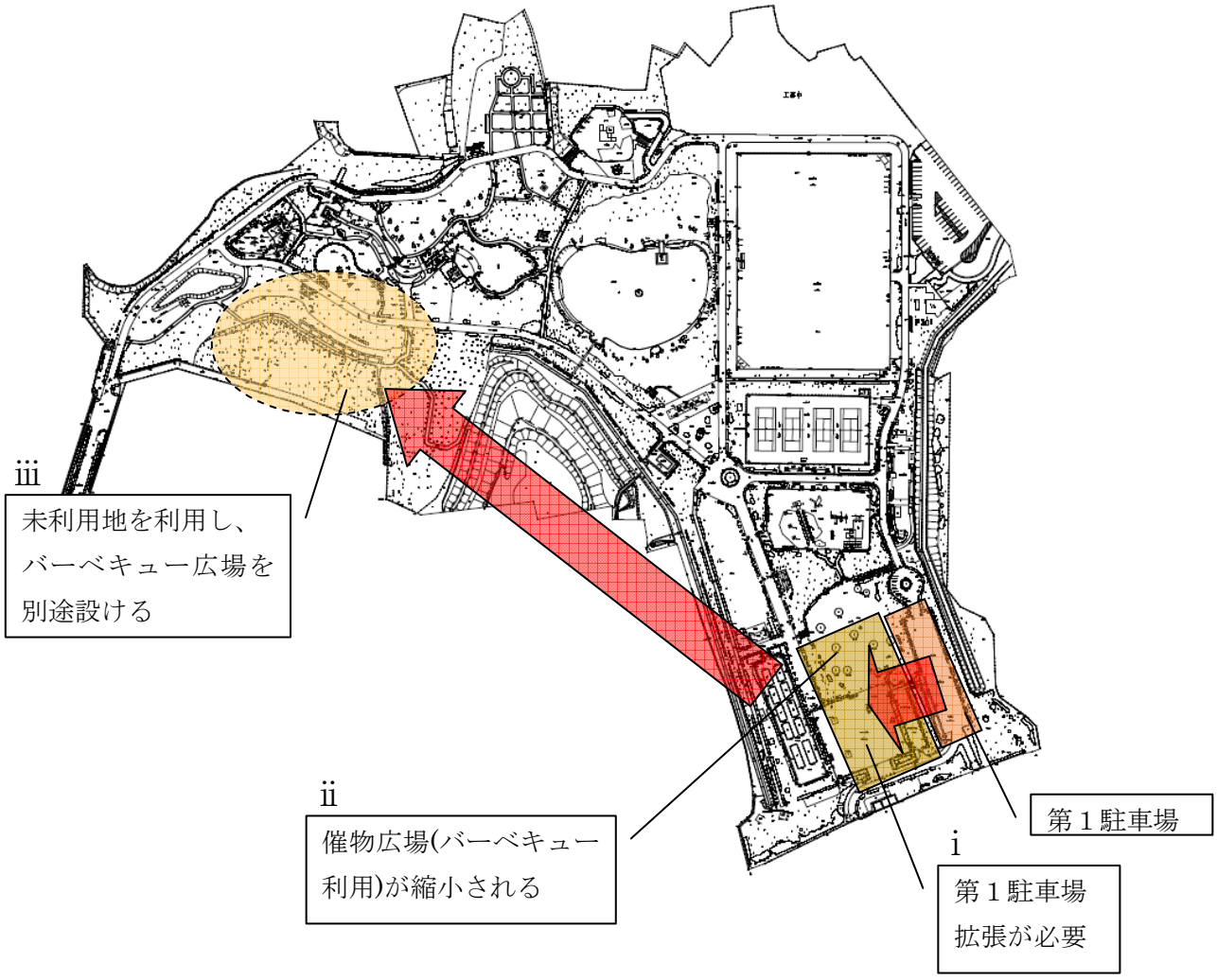

3-3-1. 駐車場の検討

（１）駐車場の現況

・本公園へのアクセスは、上尾道路・県道さいたま鴻巣線・県道川越栗橋線の３ルートとなります。

・上尾道路からは第３・第４・第５駐車場が、県道さいたま鴻巣線からは第２駐車場が、県道川越栗橋線からは第１駐車場が、それぞれ最寄りの駐車場となります。なお第４、第５駐車場は上尾道路を挟んで公園からは反対側にあたります。

・現在本公園の各駐車場の収容台数は下記のとおりです。

第１駐車場＝南側　52 台
第２駐車場＝西側　 8 台
第３駐車場＝東側　58 台
第４駐車場＝東側 117 台
（大型バス駐車可）
第５駐車場＝東側　31 台
合計　　266 台

・上記第４、第５駐車場は「道の駅」の候補地であり 117+31＝148 台の駐車台数が削減され実質 118 台となります。

（２）駐車規模の検討

・近年の施設利用者数は、おおむね年間５ 万人程度の利用がされています。

・50,000 人/82 日/年※1*0.8※2＝487.8 人 よって約 490 人/日となります。

※１　休日（土日及び祝日）に利用者が集中と想定
365 日÷7 日＝52 週
52 週×1.5 日/週（土日利用）＋14 日(祝日)＝82 日/年

※２　自家用車利用率８ 割と想定

・小型 1.5 人乗車の場合：490 人／1.5 人＝327 台

・小型 2.5 人乗車の場合：490 人／2.5 人＝196 台

よって平均 260 台近く必要となります。

以上の計算結果より、最低でも現状維持 266 台以上の駐車台数が必要となり 道の駅事業に伴い約 150 台の削減対策として、新規 150 台の設置場所の検討が必要となります。

（３）駐車場整備計画（図面：駐車場整備計画平面図参照）

・駐車場配置検討として、現在の計画地内で駐車場の増設をした場合、県道川越栗橋線からの入り口となる第１駐車場のある A エリアは、エントランス広場、花壇広場を改修し、大型バスの入場も可能な駐車場の増設を行います（約 200 台）。

また、県道さいたま鴻巣線からの入り口となる第２駐車場のある B エリアは、進入路と広場の整備を含めた駐車場整備を行います（約 120 台）。

これに既存の整備済の第３駐車場（58 台）を加えることで、約 380 台分の駐車場が確保されます。

（４）将来計画の方向性

・今後の整備の方向性としては、公園利用者の増加見込みに伴い、上尾バイパスの用地買収以前の総駐車台数の 660 台を目標に、周辺の隣接用地の買収も視野に入れながら、駐車台数の確保をしていきます。

・上記Ｂエリアの隣接地の用地買収分及び上尾道路側からの入口となる多目的広場北側のＣエリアの用地買収分を含めた整備を加えると、目標値の 660 台前後の駐車台数の確保が見込まれます。

駐車場整備計画平面図

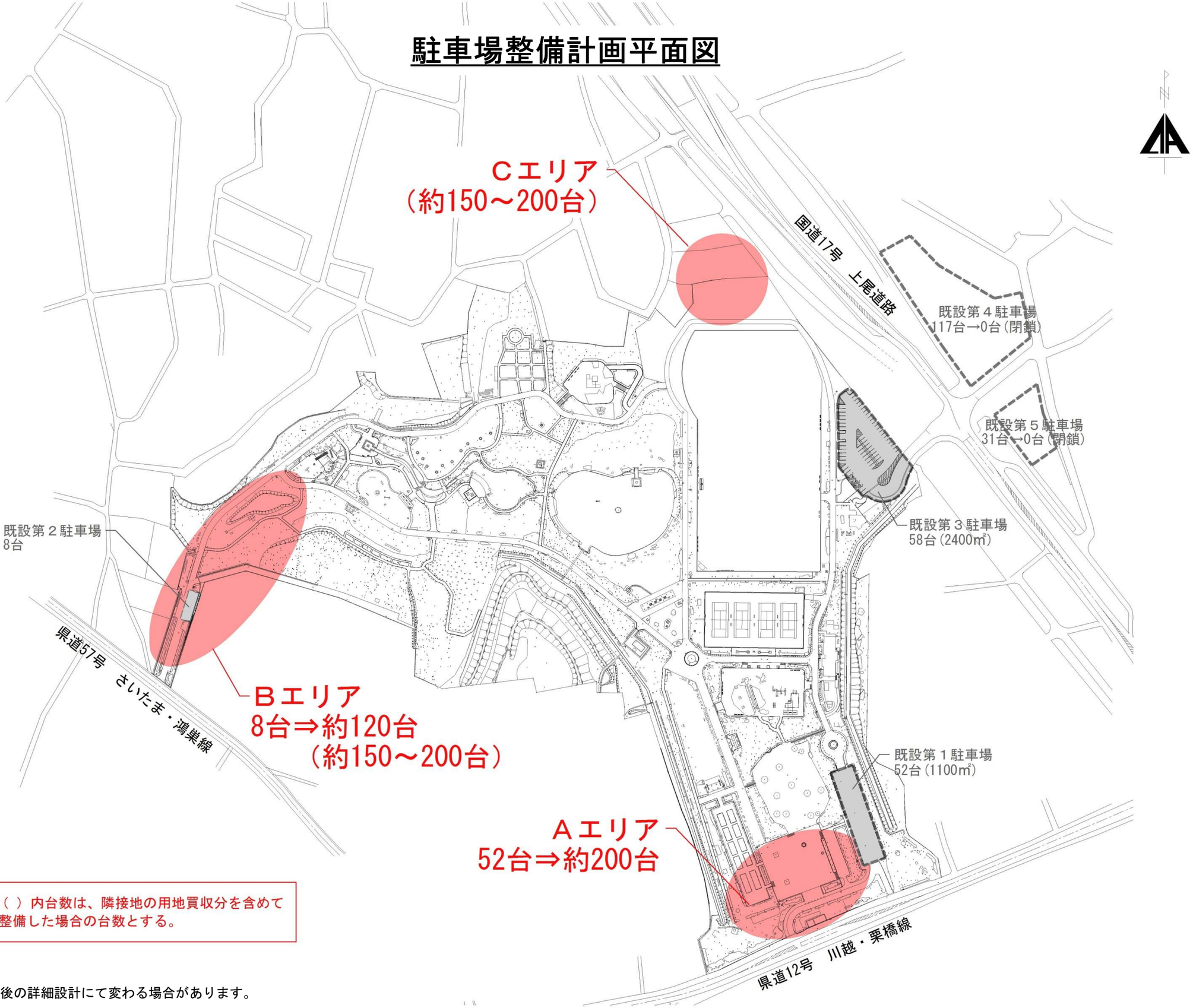

※（ ）内台数は、隣接地の用地買収分を含めて整備した場合の台数とする。

※　本計画図は、今後の詳細設計にて変わる場合があります。

3-3-2. バーベキュー施設の検討

（１）バーベキュー広場の現況

・現在は本公園エントランス広場北側にある催物広場の芝生地内で行われています。
・桜の名所であり春の人出は多く、面積は約 2,400 ㎡のスペースです。
・利用期間は大半が冬季以外（3 月から 11 月）に利用されています。
・利用方法は、予約方式で食材及び燃料は全て持ち込みとなっています。
・付帯施設は、何もない芝生地であり広場脇にトイレがあるのみです。

〈城山公園バーベキュー利用者集計表〉

	利用者数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成23年度	利用団体数	41	98	25	22	31	24	53	35	5	1	－	8	343
	利用延人数	523	1,292	379	426	452	326	862	633	172	25	－	182	5,272
平成24年度	利用団体数	70	69	37	20	44	30	57	32	－	－	－	8	367
	利用延人数	1,209	1,138	665	304	540	415	957	413	－	－	－	278	5,919
平成25年度	利用団体数	42	112	47	29	37	49	57	25	－	－	－	7	405
	利用延人数	562	1,645	625	435	580	676	1,073	345	－	－	－	86	6,027
平成26年度	利用団体数	35	131	49	30	40	48	60	35	－	－	－	－	428
	利用延人数	529	1,822	1,111	388	544	622	857	401	－	－	－	－	6,274

利用率
200人（定員）×8日（月の内土日利用）×9ヶ月＝14,400人
約6,000人/14,400人≒約42%

（２）バーベキュー利用の動向

・近年では都市型のスマートバーベキューといわれる、便利で快適な環境が整い、手ぶらバーベキューやケータリングサービス等も普及し、だれでもがバーベキューを楽しめ、バーベキュー人口が増加しています。
・利用者ニーズが高まるなか、公園施設としてバーベキュー広場を整備する事例も急増しており、バーベキューのできる公園が増加しています。
・防災面においても、災害時、屋外で炊事可能な施設は必要であるため、防災関連施設としても着目されています。
・自然の中で、バーベキューを行うことにより、環境への意識を高め、コミュニケーションを深め楽しめます。イベント性、非日常性があり、屋外でのレクリエーションとして公園では、容易に設置しやすい施設です。

（３）バーベキュー施設のあり方と基本的内容について

①バーベキュー施設のあり方

ｉ：共通事項

・基本的施設として、トイレ、炊事場は必要です。
・バーベキュー（食事）を中心に周辺に魅力ある公園施設（遊び、自然、文化教養）が求

められます。（特にリピータを期待する場合）
・家族・グループで楽しめることが望まれます。

ⅱ：備え付けの施設でバーベキューを楽しむ利用者の視点
・トイレ、炊事場のほかに、野外炉、野外卓等の充実した付帯施設が望まれます。
・近場に食材及び燃料・機材等の販売・レンタル施設が望まれます。

ⅲ：原っぱでバーベキューを楽しむ利用者の視点
・気軽に自由に利用できるスペースが望まれます。

②バーベキュー施設の基本的内容の検討

ⅰ：バーベキュー広場の規模について
・現在の利用状況による判断
・維持管理者側のキャパシティーによる判断

ⅱ：利用料について
・現状の通り全てを無料エリアとして設定
・施設を充実させた有料エリアと空間のみの無料エリアを設定
・全てを有料として、施設を充実させたエリアと空間のみのエリアで差額を設定

ⅲ：施設整備水準について
・施設を設置しない空間のみの提供
・規模に応じた付帯施設として、野外炉、炊事場、野外卓等を設置
・公園の便益施設として公衆用トイレを設置
・少子高齢化社会に順応した子供や高齢者に配慮した施設の整備

ⅳ：バーベキュー広場の設置場所について
・別図「バーベキュー広場整備計画平面図」参照

ⅴ：シーズン期（3 月～11 月）以外の使用について
・施設の設置にあたっては、ボーイスカウト・ガールスカウトの訓練場並びに小グループのサークル場等の利用等、バーベキュー以外の利用時にも配慮します。

（４）バーベキュー広場の整備方針

・前項で示す通り第二駐車場の改修整備に伴い充実した玄関口としての顔づくりを行いつつ、西側未利用地の有効活用を考慮したバーベキュー広場の整備を行います。
・本施設の利用状況から判断すると現在の催物広場の広さは常時飽和状態ではないことから、整備面積は同面積（約 2,400 ㎡）で設定します。
・バーベキュー広場の整備に伴い、利便性を充実するうえでは隣接地にトイレの整備及び備品倉庫等の機能を備えた管理棟の整備を行います。

（５）バーベキュー広場整備の検討

前項の整備方針を基に、バーベキュー広場整備の検討を行いました。

以下に比較４案を示します。

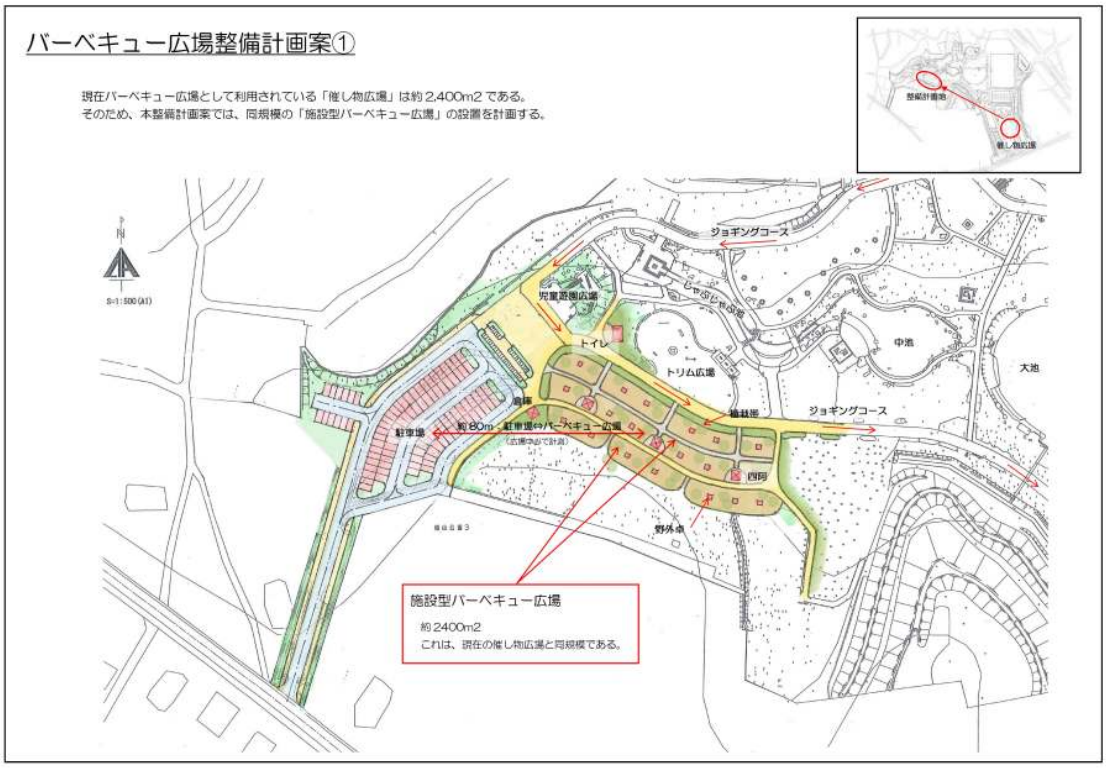

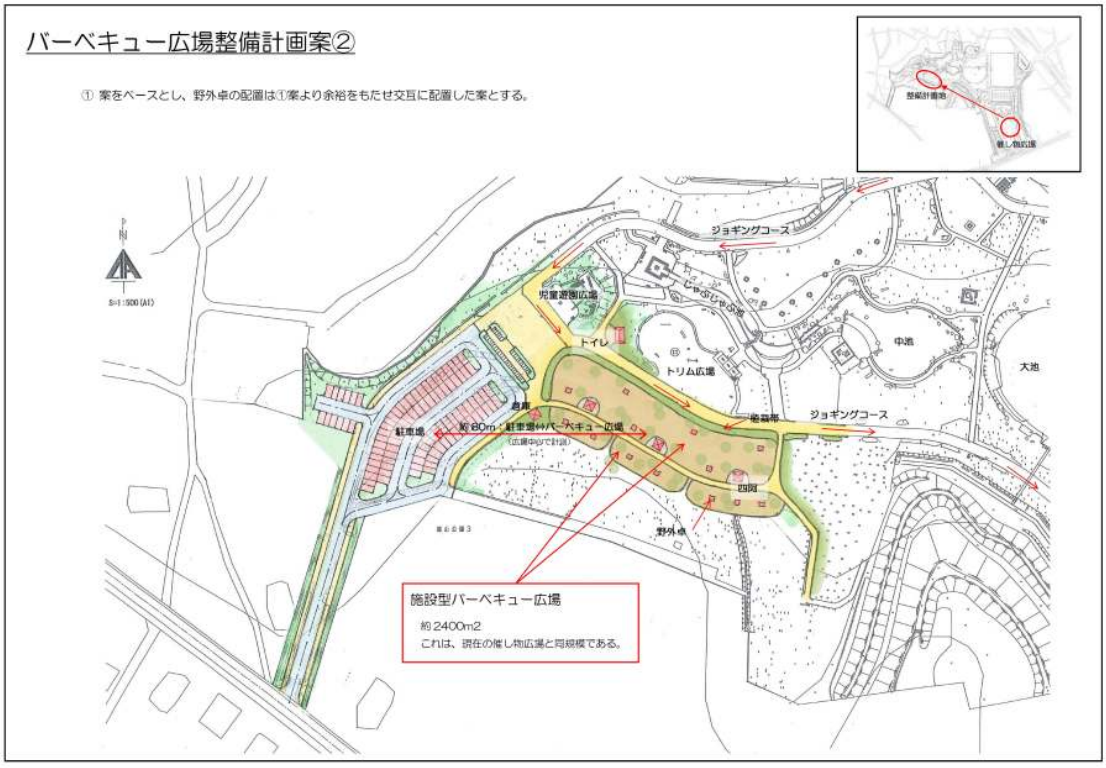

バーベキュー広場整備計画案③

②案をベースとし、バーベキュー広場の東側にフリースペースを配置した案とする。

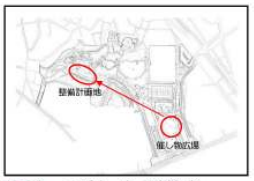

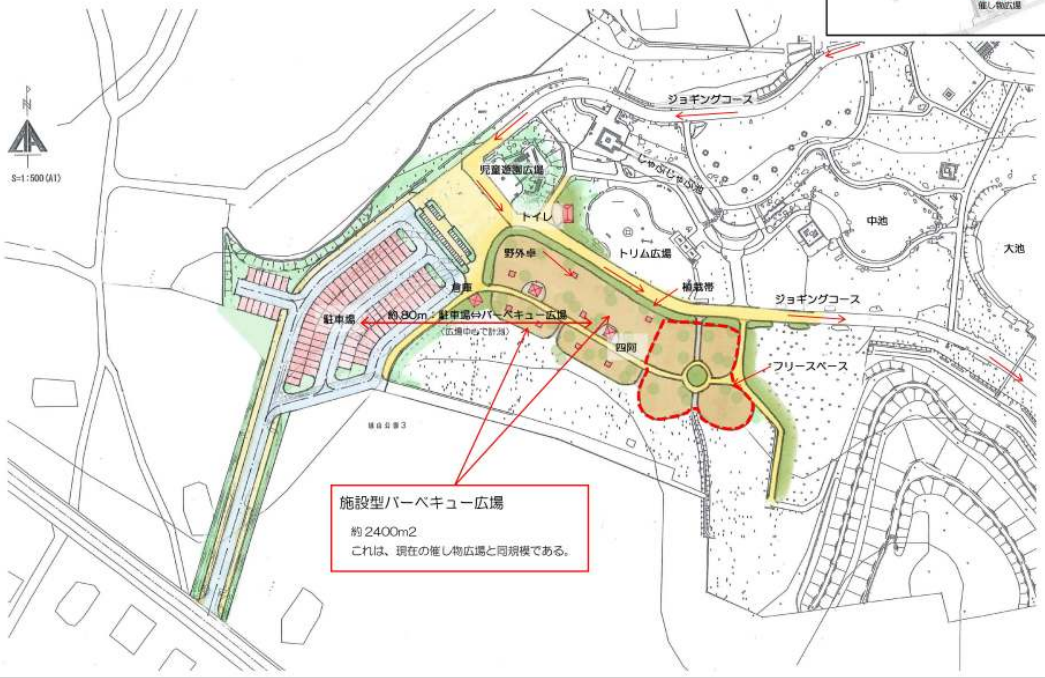

バーベキュー広場整備計画案④

バーベキュー広場を大きく３つの区画に分け、四阿を中心に野外卓を設置する。また、区画の中央にトイレ・倉庫を設けた案とする。

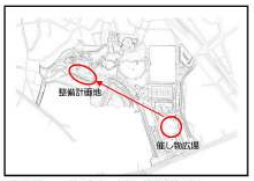

（６）バーベキュー広場整備計画

前項の比較 4 案のうち、フリースペースを確保した「計画案③」をベースとして詳細な検討を行い、バーベキュー広場整備計画として策定しました。次頁にバーベキュー広場整備計画平面図を示します。

＜バーベキュー広場整備計画の詳細検討＞

・既存林縁部及び樹林地に林床を整備し樹木の間伐を行い、景観のよい活動しやすい空間を創出します。
・林床は、芝・クローバー等の草地やウッドチップ化を検討します。
・区画配置は、区画毎に“野外卓”・“かまど”を設け炊事場を共同利用とし、食材のみ利用者が用意をする施設型バーベキューゾーン、ここでは有料化を検討します。
・また、共同利用の炊事場を設け、フリースペースとして自由に各自持込みで対応してもらう自由形バーベキューゾーン、ここでは無料化を検討します。

バーベキュー広場整備計画平面図

野外卓・かまど

共同炊事場

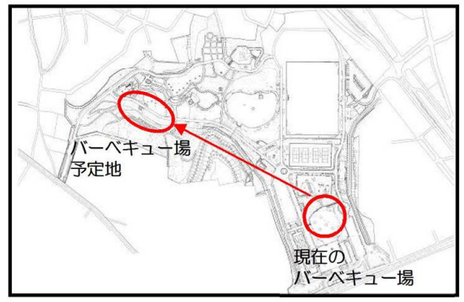

S=1:500(A1)

ジョギングコース
カルチャー広場
ピクニック広場
じゃぶじゃぶ池
児童遊園広場
エントランス広場
トイレ
植栽帯
四阿
(炊事場)
トリム広場
中池
大池
駐車場及び駐輪場エリア
(一般：120台)
野外卓
かまど
管理棟
四阿
(炊事場)
植栽帯
ジョギングコース
植物園
四阿
(炊事場)
施設型バーベキューゾーン
(有料化を検討)
バーベキュー広場
約2400㎡
これは、現在の催し物広場と同規模である。
自由型バーベキューゾーン
(無料化を検討)
県道57号 さいたま・鴻巣線
西側出入口

※本計画図は、今後の詳細設計にて変わる場合があります。

3-3-3. 道の駅との連携の検討

（１）基本的考え方

「道の駅」の機能には「休憩」「情報発信」「魅力発信・地域連携」の３つの基本機能があります。このうち、城山公園との機能では「休憩」「魅力発信・地域連携」のほかに「防災」の３つが連携できる機能を検討します。

図　道の駅との位置関係

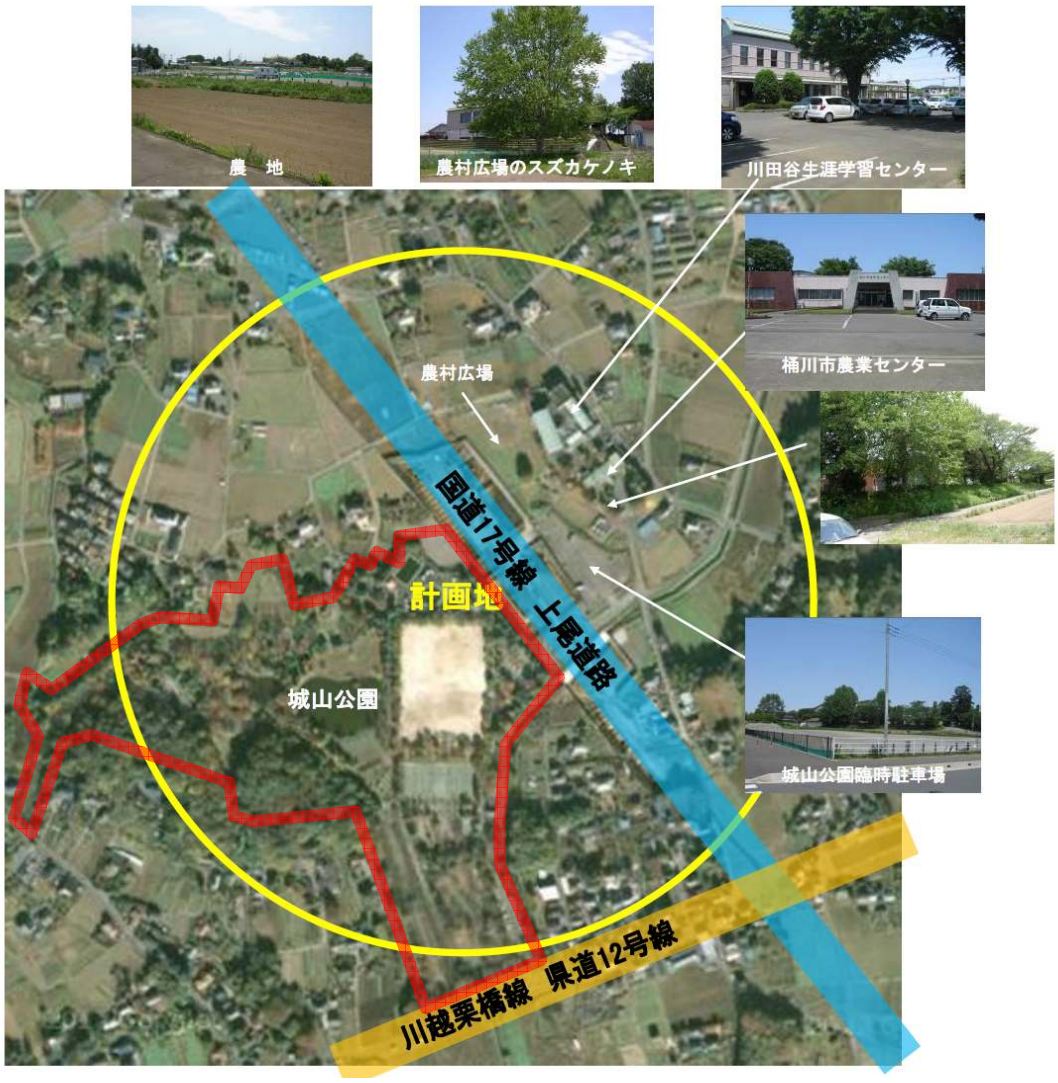

（２）連携策

連携施設として以下の施設があげられます。

①「休憩」

・駐車場　　：道の駅施設との駐車スペースの協調を図ります。

・トイレ　　：駐車場併設施設として活用します。

・芝生広場　　：自由広場として活用します。

②「防災」

・災害ヘリポート：多目的広場は、防災ヘリコプター及びドクターヘリコプターの飛行場場外着陸場として埼玉県に登録済です。

③「魅力発信・地域連携」:

・バーベキュー広場：道の駅食材の食事場所として活用します。

・イベント広場　　：自由広場として活用します。

・グラウンド　　：自由広場として活用します。

（３）「魅力発信・地域連携」の発展策

道の駅の進捗状況を見極め、更なる展開方策して以下の内容を検討します。

桶川市の魅力を伝える施設として以下の２つの視点を整理します。

① べに花(文化)

② 城(歴史)・史跡旧跡

① べに花については、観賞資源として市の年間イベントとしてべに花まつりと連携し、お花畑の整備を検討します。

開花期は6月中～7月初旬であり、同時期に咲くアジサイなどと組み合わせる等、名所づくりに配慮することも必要です。

② 武蔵野の城と地域の名所旧跡が宝庫

また、道の駅利用者をも三ツ木城跡の整備により引込む要因の一つと言えます。

さらに、公園周辺にも地域の史跡旧跡が数多く地元利用者のウォーキングルートとして健康増進にも努められる要素もあります。

武蔵野の城の特徴の一つは谷戸、川の水を取り込んだ難攻不落の城であります。桶川周辺には中世の城は関東が宝庫と言える名城と呼ばれるものがいくつもあり、周辺施設とのネットワークづくりにも発展する可能性もあります。

3-3-4. 西側区域の利用促進の検討

（１）基本的考え方

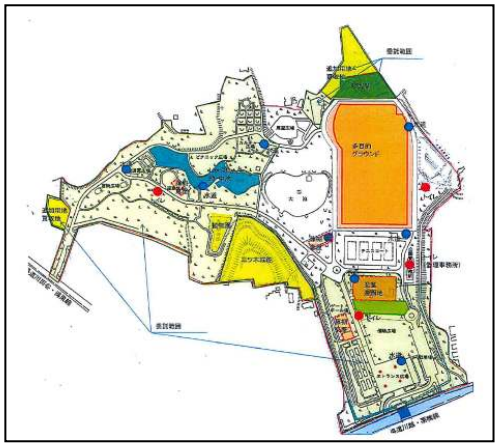

○未買収地域の活用とあわせた再整備の推進

西側区域の利用促進の検討に際して、まず利用されていない敷地（未収用敷地）を確認します。

右図の黄色部分がその対象です。

持てる資源（都市計画決定範囲）の有効活用の観点から、現在の課題や需要を踏まえ活用を図るためには、有効活用に際して適正な利用計画が必要となります。

（２）利用促進における課題の克服

○西側区域の利用の課題

西側区域は、アクセス路が脆弱な関係もあり、また敷地形状が細長く、たまり空間（入り口機能：集合離散の出来る空間や駐車スペース）が設けられません。また、他の入口から、遠距離にあたり、奥まった空間となっています。

○未利用資源とあわせた再整備

公園全体の機能から見ると、文化性・自然とのふれあい等の機能がやや不足しています。

（３）利用促進の対象内容

○充実した時間を楽しむ

これまで、活用の難しい奥まった空間を踏まえ、落ち着きのある充実した時間が楽しめる場として、食事の空間（バーベーキュー利用）を検討します。

○三ツ木城跡の活用

文化財的資源は、保全を勘案した利活用が図られるべきです。一方で、充実した時間の１つのメニューとして展開を考えます。

○自然資源の活用

これまで、人の立ち入りが比較的少ない環境であることから、自然環境が豊かなことが考えられます。

特に地域を南北に縦断する水系やそれに関連した生物資源を生かした（保全した）公園づくりに寄与すると考えます。

○他地域・他施設の相互連携

自然資源や城跡等の文化歴史資源は、西側区域に留まらず関連する他の地域と連担することが大切であり、こうした内容の一環として、「道の駅」との連携も充実するものと考えます。

3-3-5. 施設のバリアフリー化の検討

（１）公園施設の現状（資料編：公園施設の現状についての調査参照）

施設のバリアフリー化の検討を行うにあたり、桶川市都市公園条例及び関連法令に基づき、本公園における園路広場、管理事務所、駐車場、便所、水飲み等の現状について、バリアフリー新法適合チェックリストを基に現地調査を行いました。次頁に出入口、便所、水飲み等の現況写真を示します。

（２）改修すべき事項

各特定公園施設について、改修すべき事項を明記します。

① 園路広場に関して

・入口に身障者駐車場のサイン表示
・入口の誘導ブロック
・認識容易なサイン表示
・東口からの園路縦断勾配の緩和
・南口の車路横断場所の切り下げ
・各特定公園施設との接続（誘導ブロック）

②管理事務所に関して

・スロープ先端の段差
・施設入口の引き戸
・附帯トイレの入口段差
・便器・手洗いに手摺
・多目的便房

③駐車場に関して

・身障者駐車枡のサイン表示（不明瞭）
・歩道との切り下げ

④便所に関して

・E トイレにおいて多目的便房が男女トイレの奥の配置で容易に使用しにくい。
・A トイレにおいて多目的便房が現在の基準を満たしていない。
・A トイレは洪水ハザードマップにおいて冠水対策が求められます。
・B トイレにおいて男・女のトイレが現在の基準（手摺）を満たしていない。

⑤水のみに関して

・全ての水のみのレバー類がバリアフリーに適さない。

〈水のみレバーの改修〉

現状 → レバーの改修(握りを大きく)

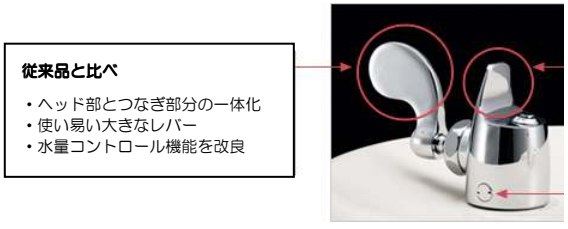

●出入口、便所、水飲み等の現状

B トイレ

水のみ NO2

水のみ NO5

水のみ NO3

水のみ NO11

水のみ NO10

第三駐車場

東入口

E 便所

水のみ NO9

第二駐車場

西入口

水のみ NO4

水のみ NO8

水のみ NO1

水のみ NO6

A トイレ

水のみ NO7

南入口

管理棟

第一駐車場

3-3-6. 老朽施設の検討

（１）老朽施設の現状

国の公園施設長寿命化計画策定指針（案）「以下、国の指針（案）という」では、公園施設の管理類につい次のような例が示されています。

・下記の管理類型によれは、施設は「予防保全」「事後保全」対象物に大別され、これにより老朽化への対応も変化します。

・遊戯施設については安全性確保の観点から、全て予防保全型施設とすることが示されています。

・老朽化の検討においては、「予防保全」対象物を確認して、その検討を主に行う。

・「予防保全」対象物は、LCC（ﾗｲﾌｻｲｸﾙｺｽ）を検討し維持管理費の軽減を図ることが求められます。

・本公園における「予防保全」対象物は遊戯施設と下表において赤字で示した施設とします。

表　　国の指針（案）に示す公園施設の管理類型の例（抜粋）

		公園施設種別						
		園路広場	修景施設	休養施設	運動施設	教養施設	便益施設	管理施設
予防保全型管理を行う候補施設	一般施設		噴水等	休憩所（10㎡以上）	バックネット	ステージ、デッキ		照明施設
	土木構造物	橋梁（10m以上）			野球場、陸上競技場	植物園、動物園		水門、擁壁
	建築物						売店、便所（10㎡以上）	管理事務所
	各種設備	法令点検が必要な施設						
事後保全型管理を行う施設	一般施設	園路、広場の舗装	日蔭たな、池、花壇	休憩所（10㎡未満）	ゲートボール場	記念碑等	駐車場、手洗い	照明施設（安価なもの）
	土木構造物	橋梁（10m未満）						擁壁（高さ2m未満）
	建築物				簡易な更衣所、倉庫		売店、便所（10㎡以上）	倉庫、車庫等
	各種設備	法令点検が不要な施設						

■事後保全施設

舗装

外柵

花壇

簡易倉庫

ベンチ

日陰だな

擁壁

手洗い

休憩場 10㎡以下

便所 10㎡以下

橋梁 10m未満

照明

記念

簡易手洗

●予防保全対象物

遊戯施設（安全領域内に樹木有り）

休憩場

展望台（鋼財錆・CO 亀裂有り）

多目的グランド（赤矢印破損開口部）

E 便所（バリアフリー要件不足有り）

テニスコート（防球フェンスに錆有り）

ロープ遊具

遊戯施設（安全領域不足有り）

パーゴラ（ツルによる損傷有り）

浄化槽設備（錆有り）

パーゴラ（ツルによる損傷有り）

児童遊園地（一部遊具に損傷有り・安全領域内に潅木有り）

管理棟（場所に段差有り）

（２）改修すべき内容

①「事後保全」対象物に関して

・維持管理において、路面に水溜り及び亀裂等の状況を確認し、破損の状況に応じて更新（舗装の打ち替え）を行なうこととします。

②遊戯施設に関して

・構造材を中心に、適切に補修が行なわれています。

・ただし、一部遊具に関して国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第２版）平成 26 年 6 月」及び（一社）日本公園施設業協会「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014」によると、健康運動器具も安全領域が求められ、この基準を満たしていない器具の改修が求められます。

・遊具も立ち木が安全領域内のケースがあります。

〈遊具安全領域改修イメージ〉

現在 → 改修後（移植か伐採）

③建築施設に関して

・管理棟は築 30 年を経ており、バリアフリーの観点からも補修が必要です。なお使い勝手等も含めると、今後の公園整備（配置や必要機能）にあわせた検討が必要です。

・トイレは、「A・B」は 10 ㎡以下であり、また築年数が古く、バリアフリーの観点も含め更新が求められる。（長寿命化計画では「A トイレは H27 年度、B トイレは H31 年度に更新を行う。」とされており、この時期に合わせた再整備が求められます。）

・トイレ E は、平成 7 年整備の新しいトイレですが、触知板設置不足等バリアフリーの観点も含め補修が必要です。

・四阿施設は 10 ㎡以下で、築年数は不明ですが、塗装等適切な補修が必要です。

・パーゴラ施設（フジ棚として活用している施設）では、つる植物により横木に損傷が見られるため、補修が必要です。

〈トイレ改修のイメージ〉

現在 → 改修後

＊奥から防災倉庫、女子、多目的、男子のトイレ

〈パーゴラ改修のイメージ〉

現在（木製の梁）　→　改修後（鋼製・プラ擬木等への改修）

④運動施設に関して

・テニスコートのフェンス等に錆等の損傷が見られるほか、霜がおり使用上問題となることから、湿潤の解消が求められます。

・多目的広場では、防球ネットに避難口を確保するため、意図的に出入口を設けているが、損傷の拡大を抑えるため、正規の入口を改修により設置することが必要です。

〈正規開口部のイメージ〉

現在　→　改修（両開き戸の設置）

⑤設備施設に関して

・多目的広場脇に、簡易な手洗場が設けられているが正規の手洗場として整備されていないため、園路との高さや手洗周りの舗装等の補修が必要です。

・噴水ポンプ等の機械設備、ポンプ動力や照明等の電気設備も築年数の関係から、設備施設の診断を行い、更新を視野にした改修計画が必要です。

（３）今後の施設の更新、改修、修繕等について

平成 27 年度からの 10 年間は、平成 26 年 2 月策定の公園施設長寿命化計画に基づいた維持管理を行います。

（４）トイレ規模算定

以下にトイレの箇所数や便器数の検討を行います。

①利用者数の想定

前章駐車場検討における公園利用者数を前提とします。

・約 490 人/日となります。

②トイレ便器数の検討

トイレの規模算定は、上記利用者数を用い、便所利用率 1/30～1/80 の中間値 1/55(0.018)「観光計画の手法―日本観光協会(1987)(資料編参照)」を乗じて以下の設定とします。

・490 人×0.018＝8.82＝9 穴

・現在の「A」トイレは５穴、「B」トイレは５穴、「E」トイレは５穴、「管理棟」トイレは５穴、（子供用、多目的は除く）であることから、穴数的には充足されています。

・なお、現在の穴数（20 穴）は、計算上は利用者数が現在の倍（1000 人程度）まで対応できることとなりますが、利用日時のピークを考慮するし、現在と同じ 20 穴程度は必要と考えます。

③トイレ箇所数の検討

トイレの箇所数は、都市公園技術標準解説書（平成 25 年度版）注１によれば、下記の規模内容がある。

公園種別毎の便所の棟数

種別		公園数［箇所］	トイレ棟数［棟］	１公園当り棟数［棟］
住区基幹公園	街区公園	18,741	17,259	0.9
	近隣公園	3,302	4,599	1.4
	地区公園	1,014	2,295	2.3
都市基幹公園	総合公園	857	3,856	4.5
	運動公園	581	3,083	5.3
広域公園		144	1,569	10.9
緩衝緑地等		1,722	3,537	2.1
合計		2,631	36,198	1.4

注１：都市公園技術標準解説書（平成 25 年度版）監修：国土交通省都市局公園緑地・景観課

発行；(一社) 日本公園緑地協会

・本公園は総合公園であることからは、「4.5 棟」が妥当と考えられます。

・現在の本公園のトイレ機能は、「A」「B」「E」「管理棟」からなるが、上記条件を踏まえるともう１棟配置することが望まれます。

・拡張整備が求められる、第１駐車場近傍への配置が妥当と考えます。

3-3-7. 三ツ木遺跡の整備活用の検討

（１）現在の状況

・三ツ木城跡は、本丸平面形態の三角形を呈し、平城と山城の中間形態である平山城として分類され、全国的にみても稀有な存在であり、県重要選定遺跡の指定を受け、埋蔵文化財包蔵地として広範囲に指定されています。

・三ツ木城跡地区は、現在未買収地となっています。

・北に向いた三角形の土塁が現存しており、その間の堀は深さ 10mあります。保存状態は大変良いという評価です。

三 ッ 木 城 跡 現 況 図

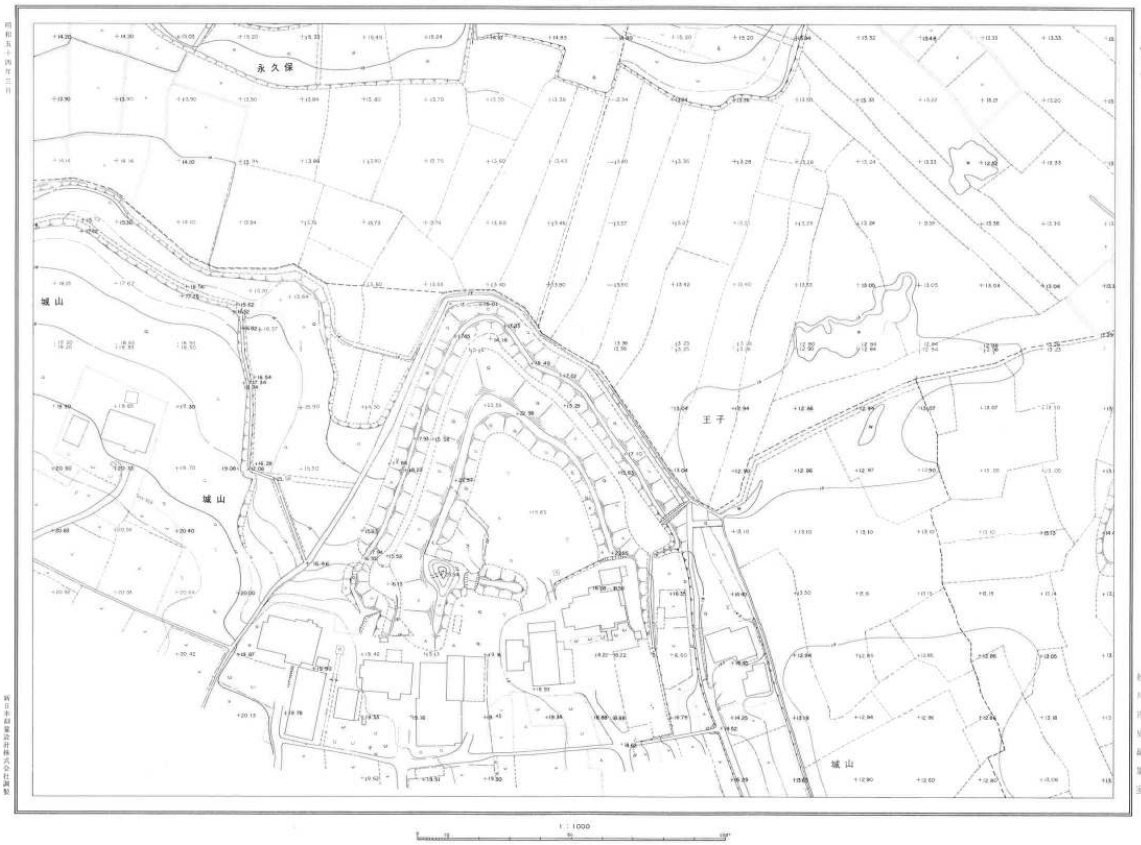

三ツ木城は石戸城とともに岩付城の支城の一つといわれ、大宮台地縁辺部に位置している。城郭は、現在の桶川市川田谷支台の東縁部に北に張り出した舌状部を掘り切るように造られている台地の先端部を堀と二重の土塁で囲んだ三角形状を呈する特殊な形態を持つ城郭で、南部は内側土塁西側半分が残存しています。

主郭の広さは約 2100 ㎡、南側基底部最大 60m、西側辺長 80m、東側辺長 80mのほぼ隅円三角形を呈し、土塁間の上幅は約 15～20m、底幅 3mであるが、広いところでは８mにもなります。

周辺航空写真

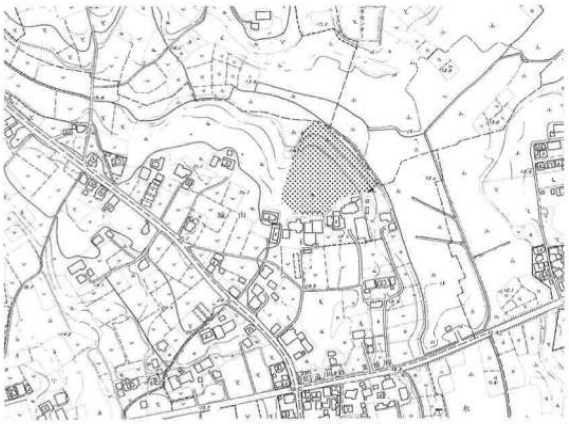

現況位置図 $\left(\frac{1}{5,000}\right)$

遠景
南側より

土塁
破壊された断面

土塁
郭内より

出典：桶川の館城跡 / 桶川市教育委員会

（２）活用の方向性

・三ツ木城について知ることは、石戸城を理解することであり、歴史的な北条、上杉などの戦国時代の力関係を理解することです。

・隣接する城は河川、湿地などを巧みに利用した平城であり、数年前に映画化された忍城と同じ難攻不落の城であったと云えられます。

・発掘、調査がなされていない現時点では、埼玉県北部のこれらの城が持った役割等を整理し、展示等を行うことが将来的には大切です。

・城というと天守閣を持つ信長以降の城郭をイメージしますが、三ツ木城を含む近隣の城はそれ以前の河川等を利用した天然の要塞であり、さいたまの自然と一体になった歴史資源であることを知ってもらいます。

（３）整備の内容

・川田谷地区の散策ルートとして、歩経路と案内・解説板及びベンチを整備します。

・将来的には樹木を整理し、地形が理解できるようにすることが最も大切なことです。また、道の駅とのつながりで云えば、車を利用した周辺の史跡・旧跡を回る歴史探訪のネットワークを検討が大切です。

（４）今後の課題

・県選定重要遺跡は、一義的に県教育委員会に整備内容に関して確認する必要があります。

・県に聞く前に、市教育委員会の関係者への確認が望まれます。

・特に文化庁への確認は、現段階では必要ないと考えますが、市の関係者に対して、どのような整備内容かを示し、調整事項（調整要件）を確認する必要があります。

・大規模な樹木の伐採等の行なう意向があれば、市→県の順で調整が必要と考えます。

・未買収地であることから、土地の買収にあたっては過去の経緯を整理し、地権者との綿密な調整が必要です。

3-4. 整備水準の検討と設定

（１）整備水準の基本的考え方

１）バリアフリーにおける整備水準の考え方

・必要な特定公園施設の対象となる施設は、必要機能を設けます。
・複数の特定公園施設対象が有る場合は、最低限１箇所は必要機能を充実させます。
・状況に応じて、利用需要の多い施設から充足を図ります。
・最終的には、全園での充足を図ります。

2）老朽化における整備水準の考え方

・長寿命化計画を実施します。
・利用者の生命に被害が及ぶ可能性のある施設から、更新を行ないます。
・予防保全施設は必要な定期的な補修を実施し、施設の長寿命化を図ります。
・関連法規に抵触している施設は、不適格施設は機会をみて必要な機能まで高めます。
・消防法、法的点検の必要な施設で改善が求められている施設は必要な機能まで高めます。
・遊具は安全基準について改善が求められている施設は必要な機能まで高めます。

（２）整備水準の設定

１）バリアフリーにおける整備水準の考え方

・トイレは、第１・３駐車場脇のトイレのバリアフリー機能を必要機能まで高めます。
・第１・３駐車場を中心にバリアフリー表示を充足させます。
・入口、駐車場、管理事務所、水飲みの各特定公園施設間の案内・誘導機能を高めます。
・水飲みは上記入口から管理事務所、トイレに近接するものから改修を行います。

2）老朽化における整備水準の考え方

・利用者の生命に被害が及ぶ可能性のある施設は現段階で見受けられないが、水路や池護岸等利用に際して転落予防の安全性が求められます。
・遊具のうち安全領域内に樹木等硬い素材が存在する児童遊園広場の滑り台と木製ネット遊具脇の樹木は伐採か移植が必要です。
・洪水ハザードマップの対象区域の重要な施設は、配置変更や盛土対策等を検討します。

3-5. 維持管理方法の検討

（１）維持管理の基本的考え方

本公園においては、指定管理者制度の導入による住民サービスの向上と管理経費の縮減を図り、以下のような基本方針に基づいて管理運営を行う。

・多目的広場（野球、サッカーなど）の大会利用、練習利用を誘致して、利用者に満足してもらえる効率的かつ効果的な管理運営を行います。
・多目的広場では多様なスポーツ利用を受け入れ施設を有効に活用します。
・散策、ジョギング、健康運動等の多様な軽スポーツの利用を促進し、地域の交流、健康づくりの拠点として各種イベントの運営を補助します。
・幼児連れや中高齢者グループなどのレクリエーションを快適に行える環境を維持し、サービスを提供します。
・地域防災への運用、広域防災の物流支援拠点として、いつでも使える施設維持とともに防災意識を維持します。
・城跡等の文化資源や、植栽等の自然資源の保全と利活用できる環境を維持します。

（２）維持管理方法

①運動施設・グラウンドなど

・グラウンドコンディションを維持し、運動関連施設の清掃、修繕により健全な施設維持を行います。
・グラウンドは試合に対応できるように平坦性を維持します。
・黒土、砂は管理ヤードより運搬してトラクターで攪拌し、ローラーで転圧します。
・側溝の堆積物除去を定期的に行います。
・グラウンドの散水は散水栓で手撒き、仮置スプリンクラーを用います。

②施設管理

・公園施設長寿命化計画に基づいた施設の更新及び修繕を行います。
・管理棟、便所、休憩所などの建築施設については、予防保全を行うため、定期的にチェックして修繕計画を立てて塗装、部品取替え、部分補修などを実施します。。修繕計画を更新して実施予算を確保します。
・遊具の安全点検を毎年実施し、劣化防止の対策を５年ごとに実施します。
・舗装も劣化するので、ジョギングコースは亀裂の補填、クッション剥離に対する接着や塗り替えを実施して利用の安全を確保します。
・ベンチ、サイン等の汚れを点検して清掃や塗装,修理を実施して常に綺麗な状態で維持します。
・設備の維持管理については修繕計画を立て、ポンプの取り替えなど定期的な維持管理を実施します。

③植物管理

植物を長期的視点で管理する人材を確保し、継続して管理方針を実際の作業に活かせる体制を確立します。

今後とも機能を満たし、良い状態で維持していくように適切な管理を行う必要があります。

樹木管理と地被植物等管理および修景植栽管理に分けて記述します。

・樹木管理

樹木は景観面で大きなウエイトを占めるため、適切な樹形を保てるように、除伐を行い樹木の密度を調整します。

基本的に人止め、目隠し機能をもった生垣や列植以外は、樹林地内は見通しをよくするため、高さ 1m～2m前後の枝は剪定します。

樹木の持つ自然樹形を維持するため、大枝下ろしは極力行わず、枯れ枝取りや病虫害防除を適切な時期に実施します。場合により 3m程度の幼樹を補植します。

・地被植物等

草本類(草花)、地被植物等は、利用者の憩いの場や足元の自然として楽しむ機能を持つとともに、表土の保全上重要な役割も担っており、枯損がないよう灌水など適切に管理します。

特に芝生の管理は重要で、ターフとしてのコントロールには多くの比重がかけられる。

芝生の年間管理については芝生キーパーをおいて常に状況を見てきめ細かく手を入れることで定期的な管理を減らし、全体として省力化できるように努めます。

・修景植栽

イベント広場や花壇では、市民とともに協働による育成管理を勘案します。

その際に、負担が増大しないよう、市民がかかわれる場所を特定して、花壇のデザインや管理に参加してもらえるようにイベントなどを開催します。

3-6. 整備工程の検討

来年度（平成 27 年度）以降平成 32 年までの整備を想定します。

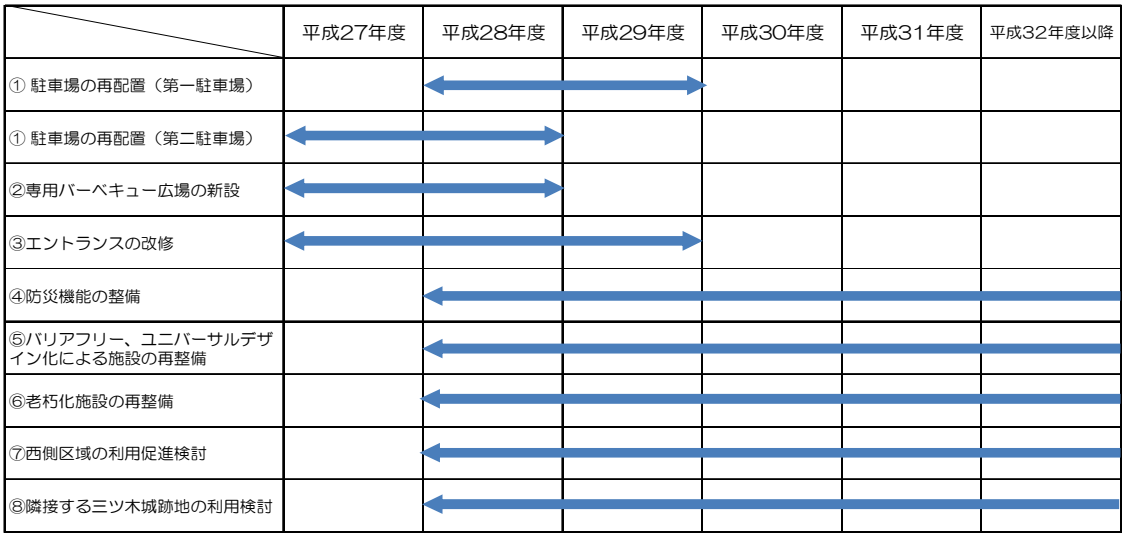

・上記工程表は優先的に駐車場の増設計画に関して、南側のエントランス広場周辺の改変に伴う催物広場（バーベキュー広場）の移転が急務とされます。
・日頃から市民の憩いの場として親しまれているバーベキュー広場の移転と同時に必然的に関係する第二駐車場及びトイレの整備が必要となります。
・また、駐車場整備に続き周辺施設として西側エントランス広場及び児童遊園広場も関連整備として必要となります。
・バーベキュー広場が整備された後、第一駐車場周辺の再整備が可能となります。
・よって、第一駐車場・駐輪場・メインエントランス広場・花壇広場・催物広場の一連の整備となります。
・④防災機能の整備からバリアフリー・老朽化・西側区域・三ツ木城跡の整備は他事業と調整しながら随時整備する予定となります。

4. 基本計画図

前項までの計画内容の検討及び設定から『基本計画図』を作成しました。

再整備基本計画図

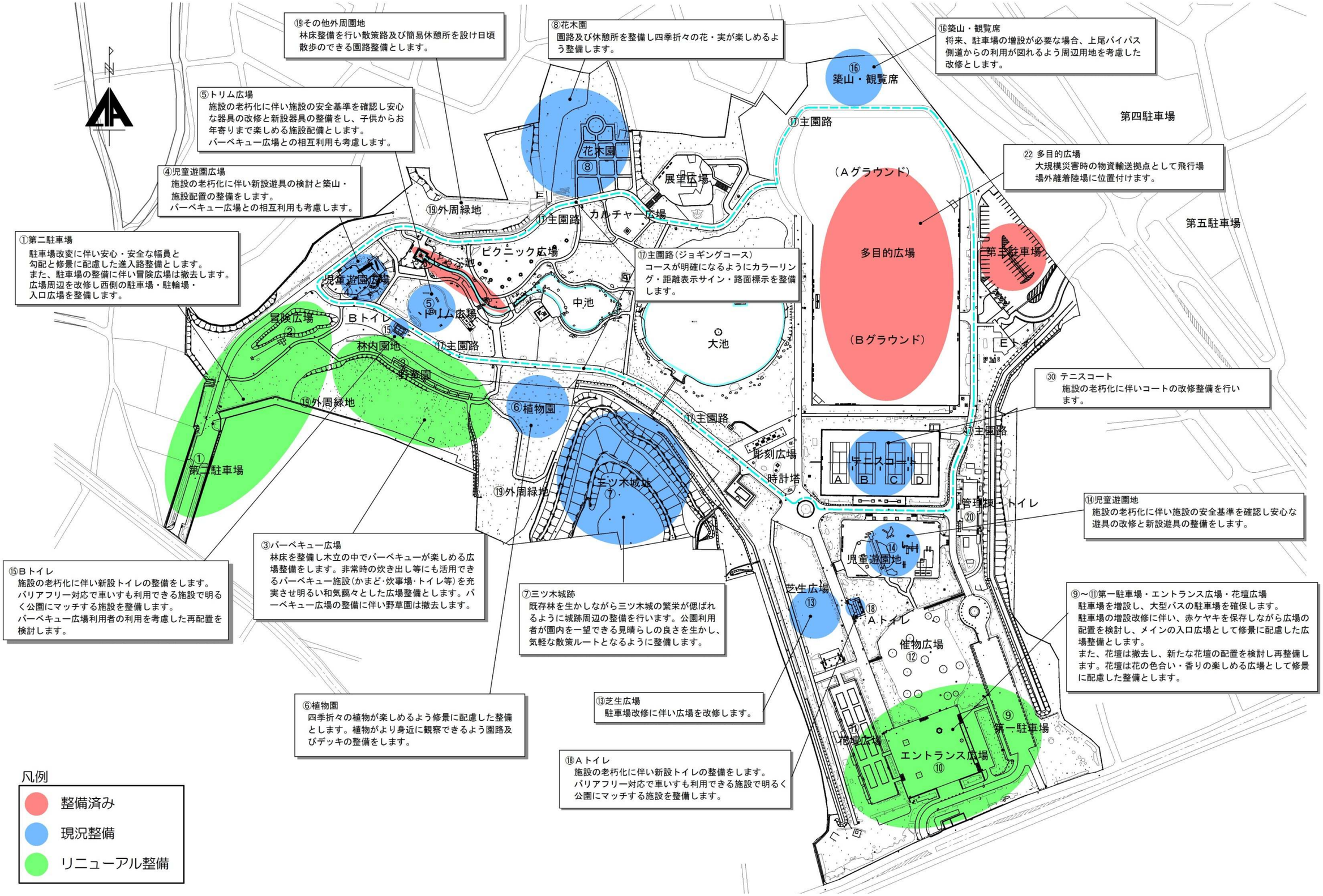

⑲その他外周園地
林床整備を行い散策路及び簡易休憩所を設け日頃散歩のできる園路整備とします。
⑧花木園
園路及び休憩所を整備し四季折々の花・実が楽しめるよう整備します。
⑯築山・観覧席
将来、駐車場の増設が必要な場合、上尾バイパス側道からの利用が図れるよう周辺用地を考慮した改修とします。
⑤トリム広場
施設の老朽化に伴い施設の安全基準を確認し安心な器具の改修と新設器具の整備をし、子供からお年寄りまで楽しめる施設配備とします。
バーベキュー広場との相互利用も考慮します。
④児童遊園広場
施設の老朽化に伴い新設遊具の検討と築山・施設配置の整備をします。
バーベキュー広場との相互利用も考慮します。
①第二駐車場
駐車場改変に伴い安心・安全な幅員と勾配と修景に配慮した進入路整備とします。
また、駐車場の整備に伴い冒険広場は撤去します。
広場周辺を改修し西側の駐車場・駐輪場・入口広場を整備します。
⑰主園路（ジョギングコース）
コースが明確になるようにカラーリング・距離表示サイン・路面標示を整備します。
㉒ 多目的広場
大規模災害時の物資輸送拠点として飛行場場外離着陸場に位置付けます。
㉚ テニスコート
施設の老朽化に伴いコートの改修整備を行います。
⑭児童遊園地
施設の老朽化に伴い施設の安全基準を確認し安心な遊具の改修と新設遊具の整備をします。
⑮Ｂトイレ
施設の老朽化に伴い新設トイレの整備をします。
バリアフリー対応で車いすも利用できる施設で明るく公園にマッチする施設を整備します。
バーベキュー広場利用者の利用を考慮した再配置を検討します。
③バーベキュー広場
林床を整備し木立の中でバーベキューが楽しめる広場整備をします。非常時の炊き出し等にも活用できるバーベキュー施設（かまど・炊事場・トイレ等）を充実させ明るい和気藹々とした広場整備とします。バーベキュー広場の整備に伴い野草園は撤去します。
⑦三ツ木城跡
既存林を生かしながら三ツ木城の繁栄が偲ばれるように城跡周辺の整備を行います。公園利用者が園内を一望できる見晴らしの良さを生かし、気軽な散策ルートとなるように整備します。
⑨～⑪第一駐車場・エントランス広場・花壇広場
駐車場を増設し、大型バスの駐車場を確保します。
駐車場の増設改修に伴い、赤ケヤキを保存しながら広場の配置を検討し、メインの入口広場として修景に配慮した広場整備とします。
また、花壇は撤去し、新たな花壇の配置を検討し再整備します。花壇は花の色合い・香りの楽しめる広場として修景に配慮した整備とします。
⑥植物園
四季折々の植物が楽しめるよう修景に配慮した整備とします。植物がより身近に観察できるよう園路及びデッキの整備をします。
⑬芝生広場
駐車場改修に伴い広場を改修します。
⑱Ａトイレ
施設の老朽化に伴い新設トイレの整備をします。
バリアフリー対応で車いすも利用できる施設で明るく公園にマッチする施設を整備します。
凡例
整備済み
現況整備
リニューアル整備
第四駐車場
第五駐車場
第三駐車場
第二駐車場
第一駐車場
（Ａグラウンド）
（Ｂグラウンド）
多目的広場
花木園
展望広場
カルチャー広場
ピクニック広場
児童遊園広場
冒険広場
Ｂトイレ
林内園地
野草園
トリム広場
中池
大池
植物園
三ツ木城址
彫刻広場
時計塔
テニスコート
A
B
C
D
管理棟・トイレ
児童遊園地
芝生広場
Ａトイレ
催物広場
花壇広場
エントランス広場
Ｅトイレ
⑯
築山・観覧席
⑰主園路
⑲外周緑地
⑰主園路
⑰主園路
⑲外周緑地
⑲外周緑地

５.実施設計に向けた検討

5-1. 概算工事費の算出

基本計画図を基に概算数量根拠図を参考に整備を実施した場合の概算工事費を示します。

桶川市城山公園再整備工事概算書(案)

諸経費は60%を見込む

工事区分	工種	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
再整備工事			式	1.0		878,400,000	
	第一駐車場改修整備工事	車道・歩道・緑地・白線・ファニチャー・駐輪シェルター・サイン等	m2	9,100.0	16,000	145,600,000	
	第二駐車場改修整備工事	進入道路・車道・歩道・緑地・白線・ファニチャー・駐輪シェルター・サイン等	m2	5,500.0	16,000	88,000,000	
	バーベキュー場工事	樹木の間伐・芝張・園路整備・かまど・炊事場・ファニチャー等	m2	3,350.0	12,000	40,200,000	
	エントランス改修整備工事	園路広場・花壇整備・ファニチャー・サイン・緑地等	m2	4,300.0	32,000	137,600,000	第一駐車に関連
	三ツ木城跡地整備工事	樹木の間伐・芝張・園路整備・サイン・ファニチャー・試掘等	m2	7,500.0	16,000	120,000,000	発掘調査費は別途 今後整備内容の検討
	中央広場改修整備工事	園路広場・花壇整備・ファニチャー・サイン・緑地等	m2	2,500.0	32,000	80,000,000	3100m2の内2500m2
	テニス場改修整備工事	人工芝生化・休憩所・園路整備等	m2	2,800.0	16,000	44,800,000	随時整備
	西側エントランス広場 児童遊園広場改修整備工事	園路広場・入口・休憩場等	m2	1,950.0	24,000	46,800,000	第二駐車に関連
	花木園改修整備工事	散策路整備:W=1.5m・L=380m	m	380.0	20,000	7,600,000	随時整備
	西側緑地改修整備工事	散策路整備:W=1.5m・L=270m	m	270.0	20,000	5,400,000	随時整備
	ジョギングコース整備工事	W=4.0m・拠点:6ヶ所・サイン10基整備等	式	1.0		43,000,000	400万/ヶ所
	主園路改修整備工事	W=6.0m・L=260m等	m	260.0	90,000	23,400,000	道の駅に関連
	トイレ棟改修整備工事	2棟撤去 新設(男:小2・大1、女:大1、多:大1)	棟	3.0	21,000,000	63,000,000	
	遊具改修整備工事	老朽化・安全基準に伴う新設	基	10.0	1,500,000	15,000,000	随時整備
	トリム遊具改修整備工事	老朽化・安全基準に伴う新設	基	10.0	800,000	8,000,000	随時整備
	ファニチャー改修整備工事	老朽化に伴う新設	基	50.0	200,000	10,000,000	随時整備
工事費小計						878,400,000	
諸費税相当額			式	1.0		70,272,000	
総工事費						948,672,000	

※概算工事費は参考であり、詳細設計および整備年度により変動します。

概算数量根拠

※ 本計画図は、今後の詳細設計にて変わる場合があります。

ジョギング・ウォーキングコース計画・トイレ配置計画

●トイレの設置数について

トイレの規模算定より、穴数は20穴程度、棟数は4.5棟以上とし、概ね200m以内に1箇所のトイレがある配置計画としました。

凡例

- トイレ
- ジョギング・ウォーキングコース休憩所
- L=1200m
- L=800m
- L=1050m
- L=600m

※　本計画図は、今後の詳細設計にて変わる場合があります。

5-2. 年度別整備計画の検討と設定

桶川市城山公園再整備年度別整備計画(案)

工事区分	工　種	単位	金　額	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度以降	備　考
再整備工事		式						
	第一駐車場改修整備工事	式	145,600,000			145,600,000		
	第二駐車場改修整備工事	式	88,000,000		88,000,000			
	バーベキュー場工事	式	40,200,000		40,200,000			
	エントランス改修整備工事	式	137,600,000			137,600,000		
	三ツ木城跡地整備工事	式	120,000,000				120,000,000	
	中央広場改修整備工事	式	80,000,000				80,000,000	
	テニス場改修整備工事	式	44,800,000				44,800,000	
	西側エントランス広場 児童遊園広場改修整備工事	式	46,800,000		46,800,000			
	花木園改修整備工事	式	7,600,000				7,600,000	
	西側緑地改修整備工事	式	5,400,000				5,400,000	
	ジョギングコース整備工事	式	43,000,000				43,000,000	
	主園路改修整備工事	式	23,400,000				23,400,000	
	トイレ棟改修整備工事	式	63,000,000		21,000,000	21,000,000	21,000,000	
	遊具改修整備工事	式	15,000,000		7,500,000		7,500,000	
	トリム遊具改修整備工事	式	8,000,000				8,000,000	
	ファニチャー改修整備工事	式	10,000,000				10,000,000	
工事費小計			878,400,000		203,500,000	304,200,000	370,700,000	
諸費税相当額		式	70,272,000		16,280,000	24,336,000	29,656,000	
総工事費			948,672,000		219,780,000	328,536,000	400,356,000	

※概算工事費は参考であり、詳細設計および整備年度により変動します。